



—みんなでつくろう！ 災害を乗り越えることができるまち、港区—

港区防災街づくり整備指針

City Building Maintenance Guidelines
for Minato City Disaster Prevention



令和6(2024)年3月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

～みんなで作ろう！

災害を乗り越えることができるまち、港区～



ご挨拶

港区長 武井雅昭

区は、平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、平成10（1998）年に「港区防災街づくり指針」を策定しました。その後、平成23（2011）年の東日本大震災の発生を背景として、同年10月に「港区防災対策基本条例」を公布するとともに、本条例に基づき、災害に強い街づくりを総合的に推進するための指針として、平成25（2013）年に「港区防災街づくり整備指針」を策定しました。本整備指針に基づき、区内防災機能の充実・強化に向けた安全な都市基盤整備を推進した結果、この10年間で地震の揺れに伴う建物全壊想定数を約6割低減することができました。

一方で、近年の気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害への備え、区内昼間人口の増加に伴う帰宅困難者の懸念等、区では新たな課題が生じています。また、令和4（2022）年5月には東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、被害の全体像や課題が明らかにされました。これらを踏まえ、この度、区は新たな「港区防災街づくり整備指針」を策定しました。

今回の整備指針では、区の強みを活かす街づくりや持続可能な街づくり、DXを活用する街づくり等、新たな社会ニーズを踏まえた施策を示し、最新の科学的な知見に基づく区独自の津波・液状化のシミュレーション結果を反映しました。

区は、首都東京の中核機能の一翼を担う自治体として、安全・安心を最優先に、災害時でも都市機能、生活機能を継続できるよう、区民、事業者の皆さんとの連携・協力のもと、未来へ続く強靱な街づくりに全力で取り組んでまいります。

結びに、本指針の策定にあたりご尽力いただきました港区防災街づくり検討委員会委員の皆さん、地域の課題等について貴重なご意見をいただきました区民の皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

目次

第1章 防災街づくり整備指針の基本事項	7
（1）「港区防災街づくり整備指針」とは	7
（2）指針の位置付け	7
（3）指針が対象とする内容	8
（4）指針の対象期間	8
（5）策定の主な背景	9
第2章 防災街づくりに関わる現状と課題	10
（1）社会情勢の変化	10
（2）上位・関連計画	15
（3）港区の現状	22
（4）港区の防災街づくりにおける主な弱み	44
（5）港区の防災街づくりにおける主な強み	51
第3章 防災街づくりにおける新たな視点	56
（1）「弱みを低減する」に加えて「強みを活かす」街づくりに	56
（2）安全につながる防災資源の充実と地域への貢献	56
（3）防災街づくりを加速させる、新たな社会ニーズ	58
第4章 防災街づくりの基本理念	59
第5章 防災街づくりの基本方針・施策	60
（1）防災街づくりの基本方針	60
（2）防災街づくりの施策	61
●地震対策	62
●風水害対策	68
●共通	71
第6章 防災街づくりの地区別構想	76
（1）芝地区（芝・三田周辺地区）	79
（2）芝地区（新橋・浜松町周辺地区）	83
（3）麻布地区（麻布周辺地区）	87
（4）麻布地区（六本木周辺地区）	91
（5）赤坂地区（赤坂周辺地区）	95
（6）赤坂地区（青山周辺地区）	99
（7）高輪地区（白金周辺地区）	103
（8）高輪地区（高輪周辺地区）	107
（9）芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区）	111
（10）芝浦港南地区（台場周辺地区）	115

第7章 防災街づくりの進め方	121
(1) 区・区民・事業者の役割	121
(2) 今後の運用と進め方	123
第8章 津波・液状化シミュレーション結果	125
(1) 津波シミュレーション結果	125
(2) 液状化シミュレーション結果	128
巻末資料	131
(1) 関連計画における防災街づくりに関する目標	131
(2) 港区防災街づくり整備指針策定の経緯	133
(3) 港区防災街づくり整備指針策定委員会設置要綱	135
(4) 港区防災街づくり整備指針策定の体制	137
(5) 港区防災街づくり整備指針策定のスケジュール	138
(6) 用語の解説	140

第1章 防災街づくり整備指針の基本事項

(1) 「港区防災街づくり整備指針」とは

災害に強い街づくりを総合的に推進するための指針です。

防災性の高い都市構造のあり方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標や基本方針等の基本的方向性を示すとともに、方向性に沿った整備の取組を総合的に示すものです。

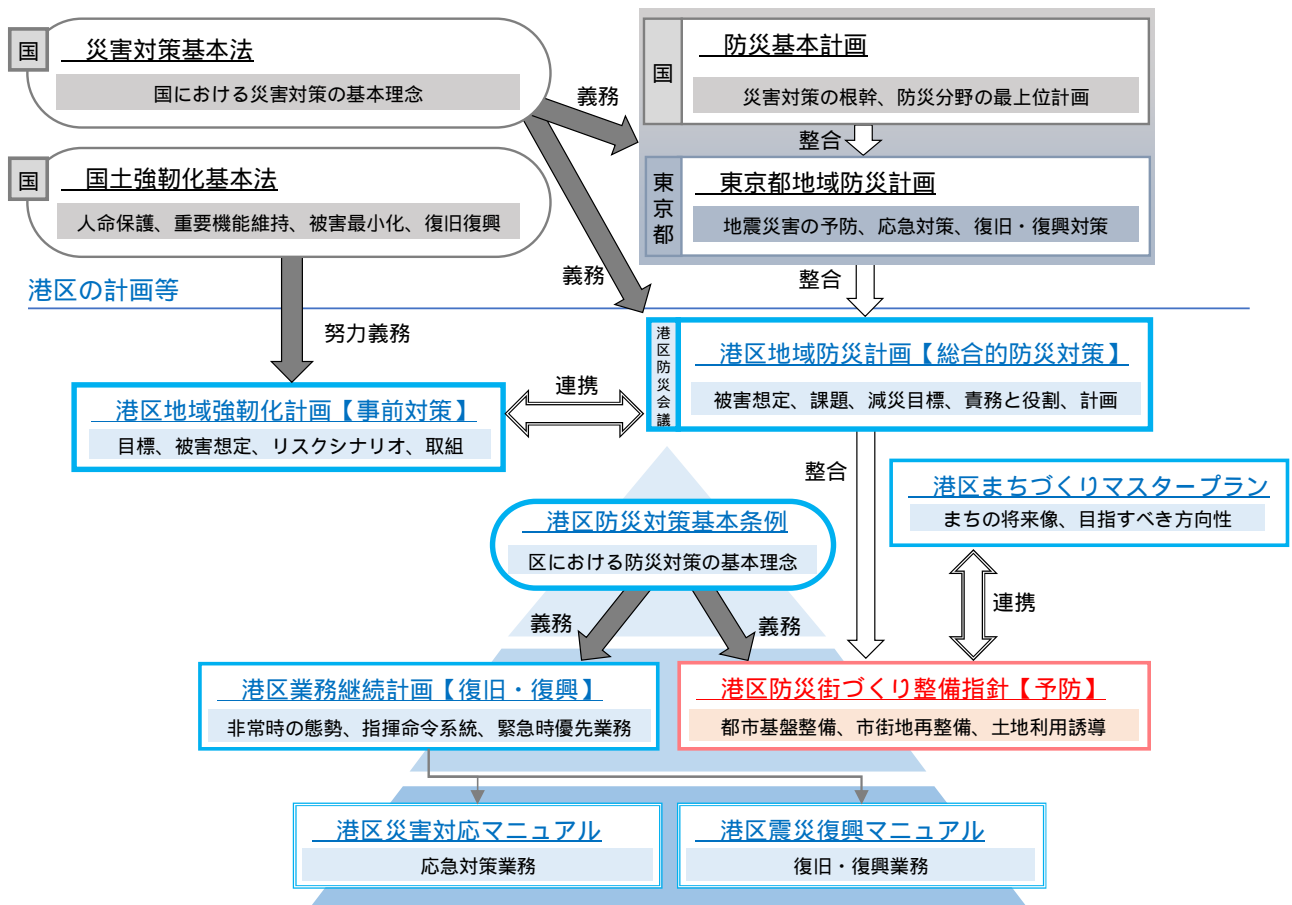
区・区民・事業者それぞれが、建築物の新築時、改築時や大規模開発時等防災性の向上に寄与する取組を行う際の手引書として活用します。

なお、本指針は平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、「港区防災街づくり指針」として平成10（1998）年5月に先駆的に策定され、その後、東日本大震災の発生、社会情勢や街の進展に合わせて、平成25（2013）年3月に「港区防災街づくり整備指針」を策定しました。

(2) 指針の位置付け

本指針は、平成23（2011）年10月に公布された「港区防災対策基本条例」第9条第2項に規定する「災害に強い街づくりを総合的に推進するため」の指針です。

国・東京都の計画等



本指針の位置付け

※区が策定する計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



(3) 指針が対象とする内容

本指針は「港区地域防災計画」で想定する災害を対象とし、各種関連計画との整合等を図りつつ、以下の2つの点を対象とします。

主にハードの側面からの防災街づくり

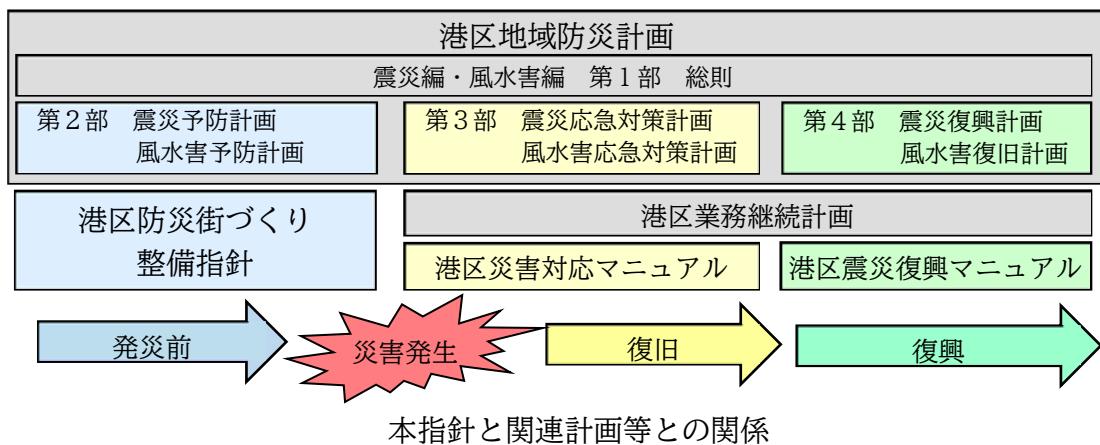
本指針は、防災に関わる様々な取組のうち、主としてハード（施設の整備等）の側面からの防災街づくりを対象とします。

防災街づくりにおいてはハード・ソフトの両方の取組が必要ですが、人の動き等のソフトに関する内容は、「港区地域防災計画」と整合を図るものとしします。

災害発生前の予防段階での防災街づくり

本指針は、防災の取組の各段階のうち、主として予防段階の備えを対象とします。

災害発生後の応急対応から復興に至るまでの一連の流れでの防災街づくりの対応は、「港区震災復興マニュアル」等と整合を図るものとしします。



※本指針における「街」と「まち」について

本指針は、防災に関わる様々な取組のうち、主としてハード（施設の整備等）の側面による防災街づくりを対象とすることから、各施策の基本方針等は漢字の「街」を用いています。また、港区防災対策基本条例に基づき、港区地域防災計画との整合性を図る本指針において、ハードとソフトの両輪による対策となる総合的な方針や取組の考え方については、平仮名の「まち」を用いています。

(4) 指針の対象期間

対象期間は、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度までの10年間とします。なお、港区を取り巻く社会状況、まちづくりマスタープランの見直しの状況等を確認し、必要に応じて改定を検討します。

本指針・主な関連計画の対象期間・計画期間（年度）

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
港区防災街づくり整備指針	旧指針 (H25～R4)				新指針 (R6～R15)									
港区まちづくりマスタープラン	(H29 から概ね 20 年後まで) ★R9 必要に応じて改定													
港区無電柱化推進計画 旧計画：港区電線類地中化整備基本方針	旧計画 (H26～R3)		新計画 (R4～R13)											
港区耐震改修促進計画	旧計画 (H29～R3)		新計画 (R4～R8)											

(5) 策定の主な背景

前回の指針が公表された平成 25 (2013) 年 3 月以降の社会情勢の変化等を踏まえ、「港区防災街づくり整備指針」を新たに策定します。

① 自然災害の頻発化・激甚化

- ・近年、地球温暖化や気候変動の影響により、特に水害については頻発・激甚化の傾向を見せ、浸水やライフライン途絶等の大きな影響が発生しています。
- ・前回の指針では、浸水に関して従来の想定（東海豪雨）を対象としています。しかし、「想定最大規模」の浸水想定区域図（浸水・高潮浸水ハザードマップ）が公表され、あわせて「浸水継続時間」や「家屋倒壊等氾濫想定区域」が新たに公表されました。
- ・一方、大規模開発等に伴い地下空間が増加しており、浸水への対策が求められます。
- ・関東大震災から 100 年が経ち、我が国では、その間にも兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等巨大地震を多く経験しています。区でも、将来発生が想定されている首都直下地震等の被害を最小化する必要があります。なお、令和 6 年能登半島地震による詳細な被災状況や震災対策などは今後調査、検討したうえで、区の防災街づくりに生かしていきます。

② 新たな津波、液状化シミュレーションの実施

- ・区では平成 25 (2013) 年 3 月に、区において津波や液状化に伴い危険性が最大となる地震を想定し、区独自の津波、液状化シミュレーションを実施しました。その後、平成 25 (2013) 年 12 月に中央防災会議が「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を公表し、津波の想定地震として「元禄関東地震」等の震源域を拡大した新たなモデルを設定し、液状化に関しては、首都直下地震として新たに「都心南部直下地震」(M7.3) 等を設定しました。さらに、令和 4 (2022) 年 5 月に東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、中央防災会議の想定を踏まえ、津波、液状化シミュレーションの地震モデルを変更しました。これらの動きや新たな知見を踏まえ、区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、区独自に新たな津波や液状化のシミュレーションを実施する必要性が生じました。

③ 街づくりの進展

- ・前回の指針策定（平成 24 (2012) 年度）以降、区内では環状第 2 号線の開通や、虎ノ門ヒルズ駅、高輪ゲートウェイ駅といった新駅開業等、交通基盤の整備の進展がみられるほか、都市再生緊急整備地域における大規模開発をはじめとする各種街づくりとともに、道路やオープンスペース等の都市基盤の整備が進み、防災性の向上が図られてきました。
- ・一方で、ヒトやモノが高度に集積する都市であるがゆえに、災害時の混乱や二次災害の発生リスクも増加しています。

④ 先端技術の進展

- ・前回の指針策定（平成 24 (2012) 年度）以降、情報通信技術は急速に発達し、今後、各種分野において AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS 等、ICT の更なる進展が期待されています。
- ・防災街づくりにおいても、今後先端技術の活用を図り、より安全・安心な市街地を形成していくことが期待されます。
- ・港区は都心部に位置し、多くの先端企業が立地していることを踏まえ、各主体と連携しながら、将来を見据えて防災街づくりに取り組んでいくことが求められます。

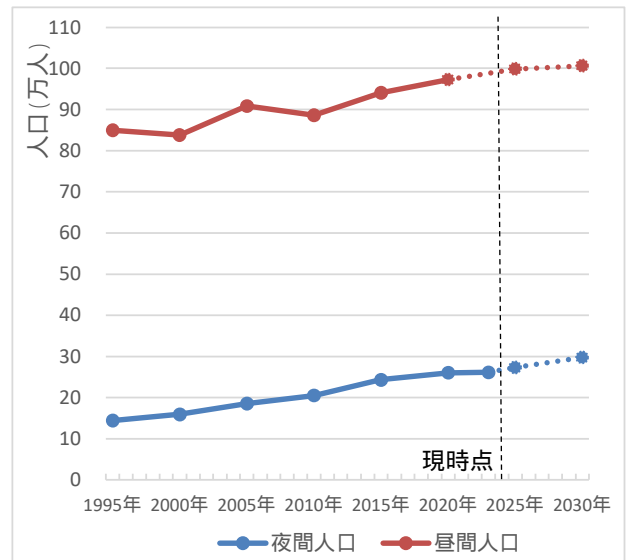
第2章 防災街づくりに関わる現状と課題

(1) 社会情勢の変化

「防災街づくり整備指針」の新たな策定にあたっては、以下のような防災街づくりを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえる必要があります。

① 人口

- ・全国では、人口減少、少子高齢化が進み、地域活動の担い手の不足が課題となっています。一方、港区では今後も大規模開発が見込まれ、さらなる人口の増加が予測されています。
- ・昼夜間人口比は、夜間人口増加のため減少傾向ですが、引き続き高い状況です。
- ・外国人人口は、国家戦略特区等の影響を受けて、長期的には増加すると見込まれています。
- ・高齢化率（65歳以上人口の割合）は全国平均の29.0%（内閣府「令和5年版高齢社会白書」：令和4（2022）年10月時点）に比べて低く、今後10年程度は17～18%程度で推移することが予測されています。



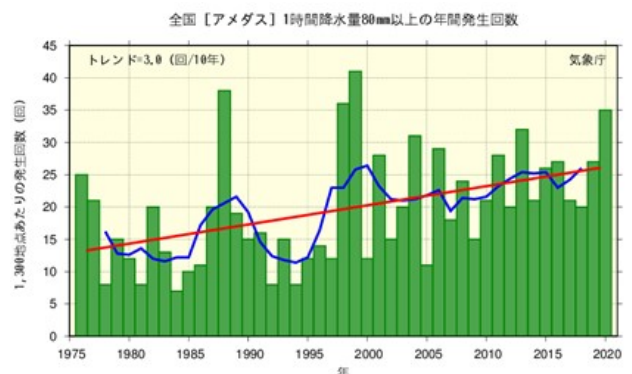
港区の夜間人口・昼間人口の推移・予測

（夜間人口）出典：「港区人口推計」（港区，令和5（2023）年3月）

（昼間人口）※東京都HP「国勢調査による東京都の昼間人口」（令和5（2023）年3月）、
「東京都昼間人口の予測」（東京都，令和2（2020）年3月）より作成

② 頻発化・激甚化する自然災害

- ・近年、地球温暖化や気候変動の影響により国内各地で気象災害が頻発しており、平成29（2017）年7月九州北部豪雨、平成30（2018）年7月豪雨、令和元（2019）年東日本台風、令和2（2020）年7月豪雨等により、毎年のように豪雨災害により激甚な被害が発生しています。
- ・平成28（2016）年の熊本地震や平成30（2018）年の北海道胆振東部地震のように震度7が観測される地震が発生しているほか、首都直下地震や南海トラフの地震の発生が切迫しています。
- ・こうした状況を受け、水防法、土砂災害防止法等が改正され、地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練が義務化されました。



1時間降水量80mm以上の年間発生回数の経年変化

出典：気象庁HP「大雨や猛暑日など（極端現象）の長期変化」

③ ゼロカーボンシティの実現に向けた動き

- ・ 気候変動との関連性が指摘されている自然災害の強大化等に伴い、「脱炭素社会」の実現に向けた動きが活発化し、まちづくり分野においても環境負荷低減へのより積極的な取組が求められています。こうした状況から、区は、「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」となる「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを表明するとともに、新たな「港区低炭素まちづくり計画」（令和3（2021）年6月）を策定し、都市の低炭素化に向けた取組を進めています。



※ 現状趨勢ケースとは、現状の対策を継続し、今後、追加的な対策を実施しないまま推移した場合である。

区内の二酸化炭素排出量の削減目標

出典：「港区環境基本計画」（港区, 令和6（2024）年3月）

- ・ 大規模な土地利用転換における従前の緑地の保全及び新たな緑地の創出の誘導や、緑化基準の強化等により、緑被率は年々増加しており、23区でも上位に位置しています。
- ・ 近年、自然環境が有する多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。防災面においても、雨水を貯留・浸透し、避難場所となる広場等により、防災力の向上に寄与すると考えられます。



港区の雨水流出抑制対策による浸透量

出典：「港区緑と水の総合計画」（港区, 令和3（2021）年2月）

④ 街づくりの進展、街づくりに対するニーズの変化

- ・ 区内では道路整備や無電柱化、地下調節池等、都市基盤の整備による防災性の向上が着実に進められています。また、個々の建物の耐震化や不燃化のほか、大規模開発等による防災力の向上も図られてきました。
- ・ 都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」内では、大規模な地震が発生した場合における滞留者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関して、「都市再生安全確保計画」が作成されています。
- ・ 地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上等、様々な目的を持ち各種活動を行っているエリアマネジメント団体が、災害時でも都市機能を維持・継続するため、DXを活用した被害

情報、混雑情報等の情報共有、帰宅困難者向けの情報発信等を進めている事例がみられます。

- ・多くの社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されているため、戦略的に維持管理・更新することが求められています。
- ・適切な維持管理や修繕がなされず老朽化したマンションは、居住環境の悪化だけでなく、構造上の安全性の低下を引き起こす可能性があります。
- ・自転車シェアリングは区及び周辺 15 区で広域相互利用が可能となっており、また、区内の自転車シェアリングポート及び自転車走行空間の整備が進んでいます。



3D 都市モデルを利用した
避難シミュレーション
出典：国土交通省 HP (PLATEAU)
防災エリアマネジメント DX



自転車シェアリング
出典：港区 HP
令和 3 (2021) 年 10 月に発生した地震 (区内で震度 4)
に伴い鉄道が一時運休した際、帰宅の移動手段として自転車
シェアリングが利用されました。

⑤ アフターコロナのまちづくりとライフスタイルの多様化

- ・新型コロナウイルス感染症拡大等を契機として、オフィスではテレワークやオンライン会議の導入による働き方の変化等、新しい生活様式が定着しています。コロナ禍からの復興は、コロナ以前の社会に戻るのではなく、コロナによる人々の価値観や社会の変化に柔軟に対応しながら、多様性と包摂性に溢れた、強靱で持続可能な社会を実現する機会です。
- ・区では、多種多様な企業が集積するとともに、外国人人口の多さ等からも、多様なライフスタイルに配慮することが必要となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所等の検討のほか、地震と水害等の複合災害についての検討も必要です。

⑥ SDGs (持続可能な開発目標) への対応

- ・平成 27 (2015) 年 9 月、「国連持続可能な開発サミット」において「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標 (SDGs) として、「住み続けられるまちづくりを」や「気候変動に具体的な対策を」等、世界全体で令和 12 (2030) 年をめざし明るい未来をつくるための 17 のゴールが示されています。SDGs の目標達成に向けて、災害に強く安全で強靱な防災街づくりを進めていくことが求められています。



SDGs の 17 の目標

出典：国際連合広報センター HP

⑦ 先端技術の活用

- ・情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS 等、ICT の防災施策（安否確認、被害予測、情報管理等）への積極的な活用が期待されています。
- ・小型無人航空機（ドローン）により、超高層ビル街における災害時の映像の撮影・伝送、スピーカーから地上の滞留者に音声を発する滞留者誘導等に活用できるようにする等、様々な実証実験が行われています。
- ・二次元バーコードによる一時滞在施設入退館のデジタル化、混雑情報の提供、SNS による安否確認、住民等への避難の要否・推奨避難先・避難時の注意の通知等、DX を活用した実証実験、防災訓練が行われています。
- ・停電時に、公共施設、企業（自動車販売店等）、家庭の電気自動車（EV）が、病院や避難所等からの配車要請を受けて電気を届け、家電・携帯電話充電器等に直接給電するマッチングネットワークの構築を進めている自治体が見られます。また、地域ごとに自立的に電気を「作る」「ためる」「使える」環境づくりを促進するため、家庭の太陽光発電・蓄電設備や、EV 等の電気を家庭で使うために必要な V2H（Vehicle to Home）機器の購入等に、自治体が助成している事例も見られます。
- ・停電時に、電気自動車と建物をつなぎ、エレベーターを利用可能にする等の V2X（Vehicle to everything）システムの活用が期待されています。
- ・災害時の避難や救護活動のほか、物資の輸送等にも活用できる可能性のある、小型モビリティや自動運転技術について、構想の作成や実証実験が行われています。



V2X による停電時の電気自動車からエレベーターへの給電

出典：株式会社日立ビルシステム HP

V2X システムの例
(エレベーターへの給電)



⑧ 災害関連の法令等の改正等

・前回の指針策定（平成 24（2012）年度）以降、災害関連の法令等が改正されています。

法令の名称	改正の時期	改正の概要
災害対策基本法	平成 25（2013）年	・避難所と避難場所を区別して指定
	令和 3（2021）年	・避難指示・避難勧告を一本化
水防法	平成 27（2015）年	・想定最大規模の浸水想定を実施
	平成 29（2017）年	・浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化 ・過去の浸水実績等を水害リスク情報として住民へ周知する制度を創設
土砂災害防止法	平成 29（2017）年	・土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化
耐震改修促進法	平成 25（2013）年	・一部建築物で耐震診断を義務化
	平成 31（2019）年	・通行障害建築物となる組積造の塀で耐震診断を義務化
宅地造成及び特定盛土等規制法	令和 5（2023）年	・盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
国土強靱化基本法	平成 25（2013）年	・強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として地方公共団体による地域強靱化計画の作成を位置づけ

⑨ 港区のハザードマップの改定等

・前回の指針策定（平成 24（2012）年度）以降、港区のハザードマップ等が更新されています。

名称	所管課	改定の時期	改定等の概要
浸水ハザードマップ	土木課	令和 5（2023）年 2 月	・水防法改正により東京都が公表した想定し得る最大規模降雨を対象にした「浸水予想区域図」をもとに改定
高潮浸水ハザードマップ	防災課	令和 2（2020）年 7 月	・水防法改正により新たに東京都が公表した「高潮浸水想定区域図」をもとに新規作成
津波ハザードマップ	防災課	令和 6（2024）年度	・令和 4（2022）年度に実施した区独自の津波シミュレーションの結果に基づき作成予定
土砂災害ハザードマップ	防災課	令和元（2019）年 9 月	・土砂災害防止法により東京都が指定した「土砂災害警戒区域等」をもとに新規作成
揺れやすさマップ	建築課	令和 6（2024）年度	・東京都が新たに公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」をもとに作成予定
液状化マップ	建築課	令和 6（2024）年度	・令和 4（2022）年度に実施した区独自の液状化シミュレーションの結果に基づき作成予定

港区のハザードマップ



(2) 上位・関連計画

① 防災基本計画（中央防災会議，令和5（2023）年5月）

- ・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画で、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示しています。この計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を作成します。

防災基本
計画



② 国土強靱化基本計画（内閣官房，令和5（2023）年7月）

- ・国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものであり、脆弱性評価結果を踏まえた、個別施策分野、横断的分野それぞれの推進方針を定めています。
- ・防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和7（2025）年度までの5か年に重点的に取り組むべき123対策を示した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2（2020）年に公表しました。

国土強靱
化基本計
画



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の重点的に取り組むべき対策例

出典：「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（内閣官房，令和2（2020）年12月）

③ 東京都地域防災計画（令和5（2023）年修正）

- ・災害対策基本法に基づき策定する計画で、「安全な都市づくりの実現」のなかで、整備地域の不燃領域率70%、防災上重要な公共建築物の耐震化率100%等の目標を掲げています。
- ・また、防災都市づくり事業等として、「都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備を促進する」と示しています。

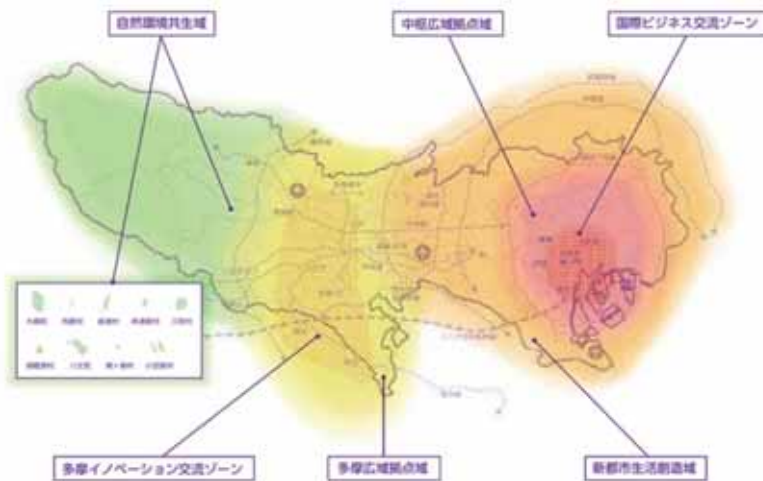
東京都地
域防災計
画



④ 都市づくりのグランドデザイン（東京都，平成 29（2017）年）

- ・平成 28（2016）年に東京都都市計画審議会から出された答申「2040 年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したものです。
- ・「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取組を示しています。
- ・「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指し、港区は「国際ビジネス交流ゾーン」と位置づけられています。
- ・防災に関する政策方針の取組に、木造住宅密集地域の解消、大規模水害リスクへの対応、土砂災害等への備え、都市活動と都民の生活を継続し速やかな復興等を掲げています。

都市づくりのグランドデザイン



4つの地域区分と2つのゾーン

出典：「都市づくりのグランドデザイン」（東京都，平成 29（2017）年）

⑤ 東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

－サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり－（東京都，令和 3（2021）年 3 月）

- ・激甚な災害にも負けない東京を目指し、「高度に成熟した都市として、ゆとりある公共空間の創出等を推進するとともに、データの見える化・活用やデジタルツイン※の下での、高度なシミュレーションの実施等により災害対策や事前復興の充実を図る等、AI や ICT 等先端技術も活用しながら激甚化する災害にも対応した強靱な都市の形成を一層促進する。」と示しています。

都市計画区域マスタープラン



※デジタルツイン：インターネットに接続した機器等を利用して現実空間の情報を取得し、サイバー空間内に現実空間の環境を再現することで、モニタリングやシミュレーションを可能にする仕組みのこと。

⑥ 防災都市づくり推進計画（東京都，令和2（2020）年3月）

- ・東京都震災対策条例に基づき、主に延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保等、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画です。
- ・木造住宅密集地域のうち、震災時に特に激甚な被害が想定される地域を「整備地域」として指定し（港区内に整備地域はありません。）、「木密地域不燃化10年プロジェクト」における不燃化推進特定整備地区の区域を「重点整備地域」に指定し、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施するとしています。

防災都市
づくり推
進計画



延焼遮断帯

出典：「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（東京都，令和3（2021）年3月）

⑦ 港区基本計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）令和5年度改定版

- 基本計画は、めざすまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を掲げ、人口動向や財政状況等社会状況の変化を見据えて、「計画の基本的な考え方」と8つの「重点課題」を設定し、「分野別計画」と「実施計画」により取組を着実に推進することで、めざすまちの姿を実現する計画です。
- 分野別計画では、政策として「世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する」、「自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める」、「安全で安心して暮らせる都心をつくる」等を掲げ、そのなかの主な取組について「橋りょうの計画的な整備」、「災害時のトイレ対策の充実」等を重点課題に対応する計画事業としています。



めざすまちの姿 区民とともに備いた 計画最終年度のまちの姿 P.8	背景 区政の創成を成す 人口と財政収支の見直し P.22	計画の基本的な考え方 社会状況の変化を見据えて設定した 計画を推進する基本的な考え方 P.28	重点課題 めざすまちの姿を実現するための 8つの重点課題を設定 P.34
<p>1 区民一人ひとりが大切にされ、多様性を認め合い、港区への愛着と誇りを持って広範囲なコミュニティが醸成されているまち</p> <p>2 誰もが住みやすく、夢に向かって挑戦し、いきいきと輝きながら活動するまち</p> <p>3 あらゆる危機に臨む、誰もが安全に安心して暮らすことができ、環境負荷の少ない持続可能なまち</p> <p>4 進化する先端技術が区民サービスに活用され、便利で快適な区民生活が実現している最先端のまち</p>	<p>人口の見直し 総年約4,000人～7,000人増加 令和9（2027年）1月の想定人口 282,317人</p> <p>財政収支の見直し 収入 特別区民税収入は、コロナ禍以降も堅実に増収見込み 支出 物価高騰等による収入の減少</p>	<p>アフターコロナの新時代に向けて、区民とともに輝く未来を創る。</p> <p>①アフターコロナの新時代に向けた基盤の整備 ②デジタル社会を促す人々の暮らしを支える環境 ③まちににぎわいを取り戻し、デジタル技術を活用して便利で快適な区民生活を築く</p> <p>④あらゆる危機から区民を守る安全・安心なまちづくりの推進 ⑤誰もが安心して暮らしていけるまちづくりの推進 ⑥SDGsの推進に向けた取組の推進</p> <p>⑦行政、区民、民間、全国各地域の4つの力を生かした区政運営の展開 ⑧区は区民・民間企業により事業と活動を推進 ⑨区民の成長を促すための取組を推進</p>	<p>重点課題1 希望あふれる「にぎわいと活力に満ちた都心」の実現 ①スタートアップ支援 ②観光客のさらけ「向」の支援 ③イベント・タイムエリアの創出</p> <p>重点課題2 あらゆる危機から区民の命を守る「強靱な都心」の実現 ①防災住宅の防災対策の推進 ②新たな防災拠点に備えるための整備</p> <p>重点課題3 地域全体で暮らす「子どもが笑顔あふれるまち」の実現 ①マツウラアワーを定時保育の推進 ②在宅での子育て支援事業の推進</p> <p>重点課題4 まちの発展と発展可能な環境を創出する「持続可能な都心」の構築 ①観光業と観光客の両立に向けた「環境に配慮した観光客の受け入れ」の推進 ②観光客の受け入れの推進</p> <p>重点課題5 多様な人々とともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現 ①多世代交流を推進する「おしゃいほほほ」の推進 ②障がい者が自立した暮らしを実現するための支援</p> <p>重点課題6 「人口増大」に伴い拡大する行政需要への対応 ①事務職員の増員 ②特別区民税の増収</p> <p>重点課題7 区民サービスを再構築し向上する「暮らしDX」の推進 ①いつでもどこでも手帳が使える「暮らしDX」の推進 ②デジタルサービスの推進</p> <p>重点課題8 地域力を結集して課題を解決する「地域力向上」の推進 ①「みなと海軍」を推進する「みなと海軍」の推進 ②区民と協働して行う取組の推進 ③全国各地域との連携の推進</p>

基本計画の骨格

出典：「港区基本計画」（港区、令和6（2024）年3月）

⑨ 港区地域防災計画（令和6（2024）年3月修正）

- ・港区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成される防災に関する総合的な計画です。港区の地域に係る災害に関し、「自助」「共助」「公助」を実現し、区及び地域における防災関係機関がその所掌に係る震災予防・震災応急対策及び震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。
- ・令和4（2022）年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」や、それを受けて令和5（2023）年3月に区が独自に追加で実施した「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果」、5月に国の中央防災会議が修正し公表した「防災基本計画」、東京都防災会議が修正し公表した「東京都地域防災計画」を踏まえ、港区地域防災計画を令和6（2024）年3月に修正しました。

港区地域
防災計画



⑩ 港区地域強靱化計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

- ・国土強靱化基本法に基づき、港区における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために作成する計画です。港区基本計画との整合や各個別計画との関連の下で、地域を強靱化する上での目標、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と対応方策等を示しています。

港区地域
強靱化計
画



⑪ 港区耐震改修促進計画（令和4（2022）年3月改定）

- ・区民の生命と財産を保護するとともに都市機能を維持するため、耐震改修促進法に基づき、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的として作成する計画です。
- ・住宅、緊急輸送道路沿道建築物、特定建築物、区有建築物ごとに耐震化の目標を設定し、4つの基本方針に沿った施策を掲げています。

港区耐震
改修促進
計画



⑫ 港区公共施設マネジメント計画（平成28（2016）年度）

- ・区民の安全・安心の確保、区有施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化を図るため、区有施設の整備・活用の考え方、維持管理の進め方等に関する基本的な考え方を示した計画です。
- ・この計画の個別実行計画となる「港区道路施設維持管理計画」（令和3（2021）年度）や「港区公園施設等維持管理計画」（令和3（2021）年度）等に基づき、予防保全型管理により施設の長寿命化対策や計画的な補修・更新を実施しています。なお、令和42（2060）年の区有施設の保有量目標を80万㎡に抑制し、目標耐用年数を原則竣工後80年以上としています。

港区公共
施設マネ
ジメント
計画



⑬ 港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果（令和5（2023）年3月）

・今後の区における首都直下地震対策の重点施策や対策の方向性を示すために、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都，令和4（2022）年5月）をもとに、区の地域特性から見える被害と課題を分析したものです。

港区における
首都直下地震
被害想定調査・
分析結果



各地区の特徴や課題、対策の方向性（総括）

出典：「港区における首都直下地震被害想定調査・分析結果」（港区，令和5（2023）年3月）

(3) 港区の現状

- ・港区は起伏のある地形が緑豊かで変化に富んだ市街地を産み出している一方で、土砂災害等の自然災害に対するリスクも抱えています。
- ・古くから住宅地が広がり、生活都心として成長してきましたが、一部の地域には古い家屋や細街路が残っており、火災や延焼のリスク、救助活動が困難等のリスクを抱えています。
- ・多くの人や企業が集まり日本経済を牽引する拠点を形成している一方で、多くの人が集まる場所での混乱や二次被害の拡大リスクも抱えています。
- ・JR や地下鉄等多くの交通インフラが発達し、快適な都市機能を支えている一方で、災害時には多くの帰宅困難者が発生するリスクも抱えています。

① 災害の危険性

本指針では、港区内で想定されている下記の災害を対象とします。

災害の種別	対象とする災害の規模	【参考】前回の指針の対象
風水害	河川や内水の氾濫 想定最大規模 (153mm/時、総雨量 690mm) 出典：港区浸水ハザードマップ (令和5(2023)年2月)	東海豪雨(114mm/時、総雨量 589mm) 出典：港区洪水ハザードマップ(平成21(2009)年) 荒川流域で200年に1回程度発生する規模の大雨 (総雨量 548 mm、降雨日数 3日間) 出典：港区荒川流域洪水ハザードマップ(平成18(2006)年)
	高潮 想定最大規模 (中心気圧：室戸台風級) 出典：港区高潮浸水ハザードマップ (令和2(2020)年7月)	伊勢湾台風級 出典：東京都地域防災計画(平成19(2007)年)
	土砂災害 土砂災害警戒区域等 出典：港区土砂災害ハザードマップ (令和元(2019)年9月)	安定度の低い急傾斜地(急傾斜地崩壊危険箇所のうち工作物等基礎調査で港区が抽出した箇所)
地震	揺れ・液状化 都心南部直下地震(M7.3)※1 出典：津波・液状化シミュレーション結果 (港区, 令和6(2024)年3月) 首都直下地震等による東京の被害想定 (東京都, 令和4(2022)年5月)	東京湾北部地震(M7.3) 出典：首都直下地震等による東京の被害想定(東京都, 平成24(2012)年) 津波・液状化シミュレーション結果(港区, 平成25(2013)年)
	津波 元禄関東地震(M8.5)※2 南海トラフ巨大地震(M9.1)※3 出典：津波・液状化シミュレーション結果 (港区, 令和6(2024)年3月)	元禄型関東地震(M8.2) 出典：津波・液状化シミュレーション結果(港区, 平成25(2013)年)

※1 都心南部直下地震(M7.3)：

H25.12 中央防災会議想定、R4.5 東京都想定において「どこでも発生する可能性がある首都直下地震のうち、都心への影響が最も大きい地震」としており、港区にとって最も影響が大きい(想定震度が大きく、液状化危険度が高い)地震として選定しました。

※2 元禄関東地震(M8.5)：

国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き」(H24.2)において「津波浸水想定は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を対象に設定する。」としています。R4.5 東京都想定では、30年発生確率がほぼ0%として想定の対象から除外されていますが、H25.12 中央防災会議想定が想定の対象としていることを踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定地震として選定しました。

※3 南海トラフの巨大地震(M9.1)：

R4.5 東京都想定で想定の対象としていることを踏まえ、より発生の可能性が高い想定地震として選定しました。

地形・標高

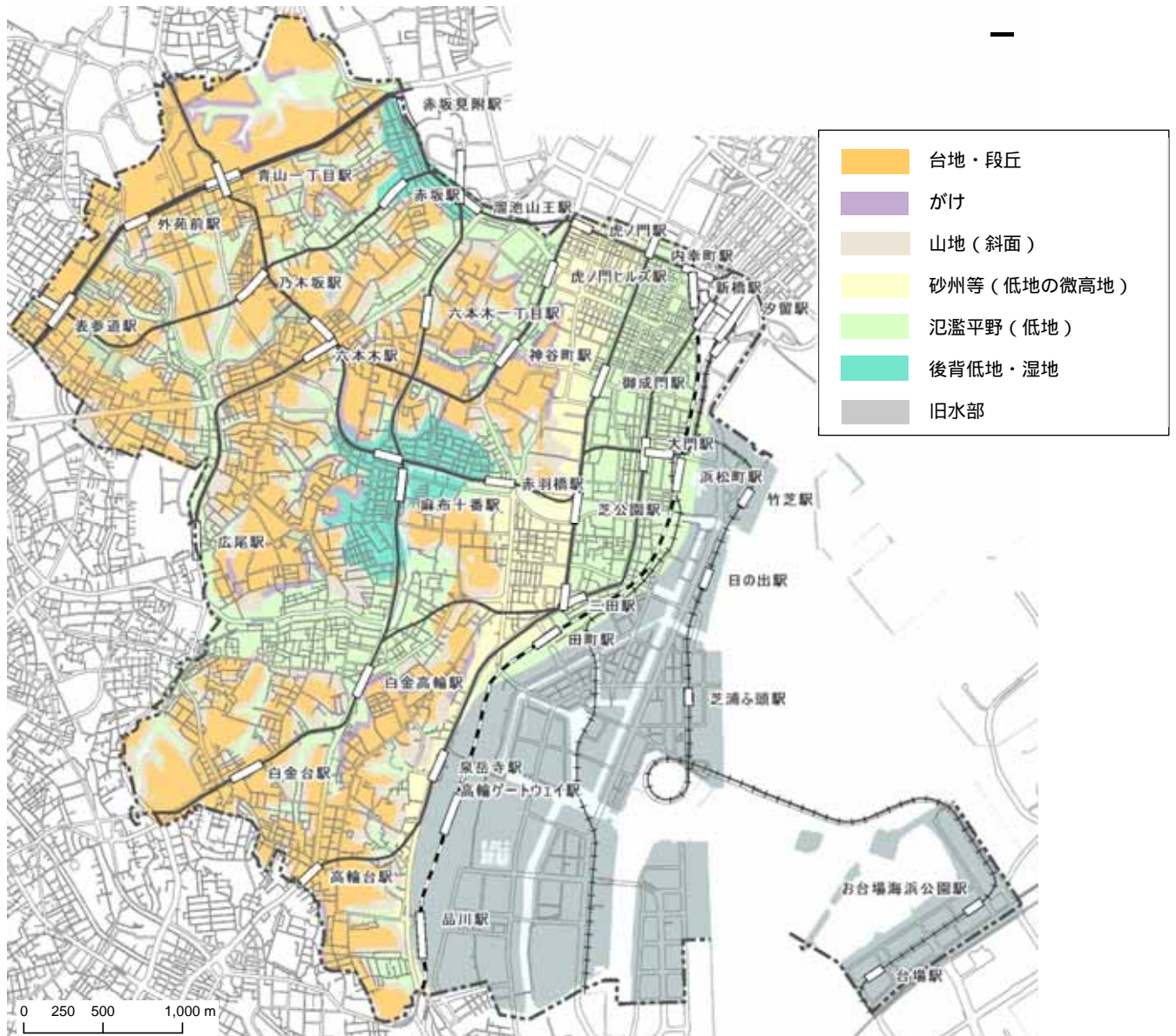
■地形

【特徴】

- ・区内の地形は、北西一帯の高台地（麻布、赤坂、高輪地区）と東の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋め立て地（芝、芝浦港南地区）からなっており、起伏に富んだ地形となっています。

【課題】

- ・起伏が大きい高台地では土砂災害、低地や河川流域では浸水等の被害を受けるおそれがあります。



※国土地理院 HP「地理院地図 地形分類（自然地形）」より作成
背景図は「東京都縮尺 1/2,500 地形図」（令和 3（2021）年）

地理院地図



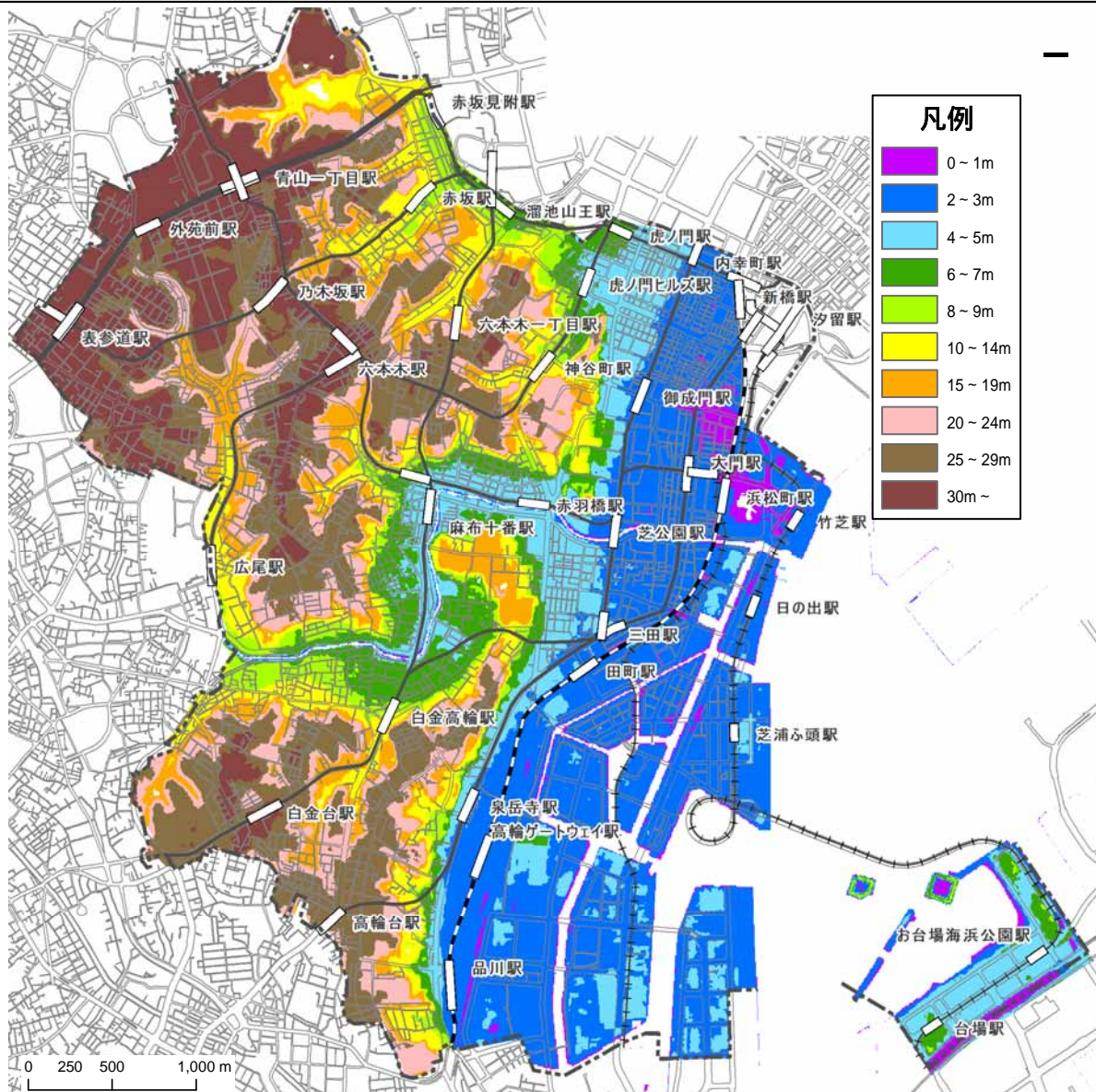
標高

【特徴】

- ・港区東部の標高は、概ね日比谷通り・第一京浜より海側が3 m以下で、最低地は JR 浜松町駅付近で海拔 0.08m ですが、いわゆるゼロメートル地帯（標高0 m未満）はありません。一方、台場の標高は概ね5 m以上と比較的高くなっています。
- ・港区西部の標高は、起伏に富み、赤坂地区を中心に標高 30m以上となっているものの、古川をはじめ、谷筋では周囲に比べ標高が最大 20m程度低くなっています。

【課題】

- ・起伏が大きい高台地では土砂災害、低地では浸水等の被害を受けるおそれがあります。



※国土地理院 HP「基盤地図情報 DEM」（平成 22（2010）年）より作成
背景図は「東京都縮尺 1/2,500 地形図」（令和 3（2021）年）

地理院地
図



河川や内水の氾濫

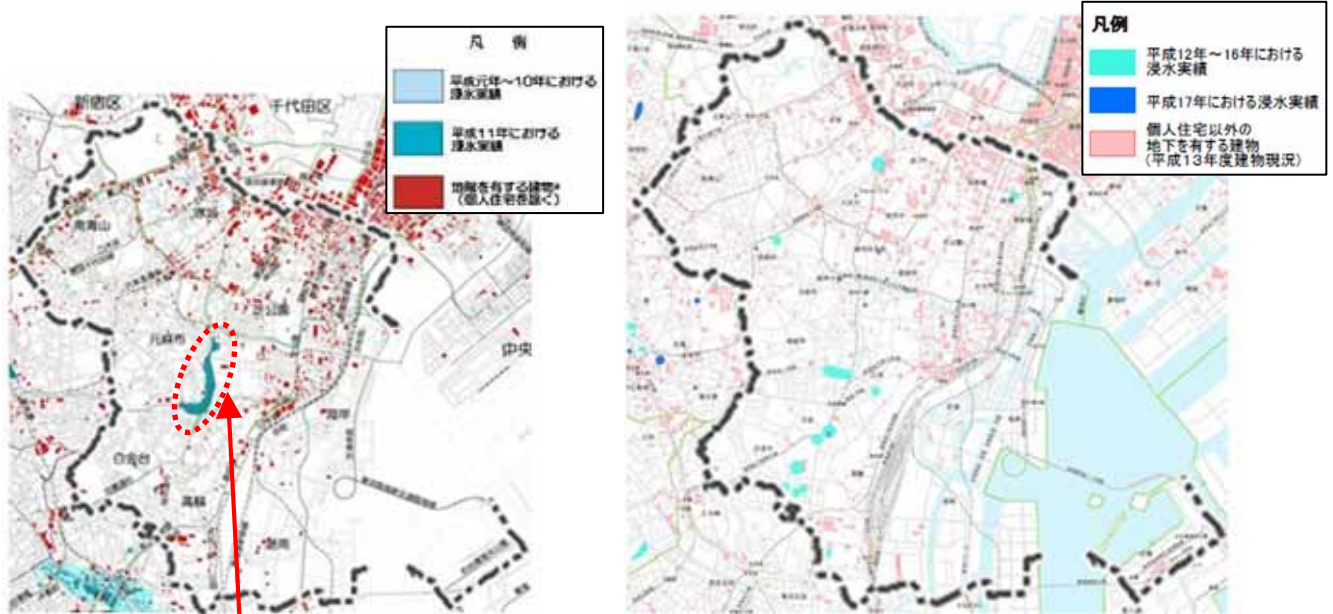
浸水実績

【特徴】

- 区内では数年に1度程度、古川沿岸、高輪地区を中心に浸水被害が発生し、過去約20年間で約270世帯が床上浸水、約1,070世帯が床下浸水の被害を受けています。

【課題】

- 区内では、過去に浸水被害が発生しています。



浸水実績図 (平成元 (1989) ~11 (1999) 年)

浸水実績図 (平成12 (2000) ~17 (2005) 年)

※東京都建設局 HP「浸水実績図」より作成

※平成18 (2006) 年以降の「浸水実績図」は、水害区域の面積が0.1ha未滿、被害建物棟数が10棟未滿等の理由で、区内では作成されていません。

年月日	気象	1日の降水量 (mm)	時間最大降水量 (mm)	床上浸水 (世帯数)	床下浸水 (世帯数)	地下浸水 (棟数)
平成11年8月29日	集中豪雨	125	115	191	741	35
平成12年7月3日	集中豪雨	44	43	4	59	3
平成12年7月4日	集中豪雨	61	57	46	229	37
平成14年9月6日、7日	集中豪雨	167	65	1	6	0
平成16年10月9日、10日	台風22号	218	67	15	5	0
平成16年10月20日	台風23号	197	47	3	14	0
平成17年9月4日、5日	集中豪雨	60	57	2	3	0
平成17年9月11日	集中豪雨	73	64	4	2	1
平成21年8月10日、11日	台風9号	99	52	0	1	0
平成22年9月8日	台風9号	107	78	3	0	0
平成22年12月3日	大雨	39	37	2	2	1
平成26年6月29日	集中豪雨	58	44	2	6	0
合計				273	1,068	77

※港区 HP「浸水に備えて」より作成

浸水深（河川や内水の氾濫，想定最大規模）

【特徴】

- ・想定最大規模の降雨による浸水予想区域（内水を含む）が公表され、浜松町駅周辺や古川沿岸を中心に最大1 m以上の浸水が想定されていますが、2階が浸水する程度の浸水深3 m以上の区域はほとんどありません。

【課題】

- ・想定最大規模の降雨により、区内の広い範囲で浸水のおそれがあります。

【想定最大規模の降雨とは】

水防法による「想定し得る最大規模の降雨」で、古川（洪水予報河川）においては、24時間総雨量690mm、時間最大雨量153mmです。

なお、気象庁の東京観測所（千代田区）における過去約150年間の24時間最大雨量は392mm（昭和33（1958）年9月）、1時間最大雨量は88mm（昭和14（1939）年7月）となっています。



※「港区浸水ハザードマップ」（港区，令和5（2023）年2月）より作成、背景図は地理院地図

港区浸水
ハザード
マップ



浸水継続時間（河川の氾濫，想定最大規模）

【特徴】

- ・ 浸水継続時間は 12 時間未満の区域がほとんどですが、浜松町駅周辺の一部に浸水継続時間が最大 1 日間の区域がみられます。

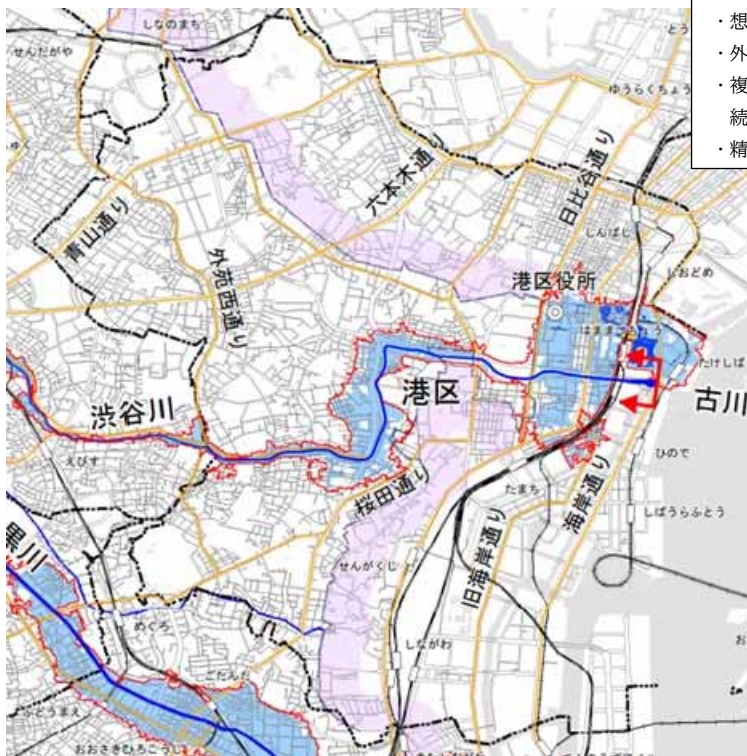
【課題】

- ・ 浸水が最大 1 日程度継続し、その間、浸水建物滞留者が孤立するおそれがあります。

【浸水継続時間とは】

屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 50cm 以上となる時間です。

なお、浸水継続時間は、古川の氾濫による浸水想定区域のみを対象とし、内水による浸水が想定される浸水予想区域は対象としていません。



【想定条件】

- ・ 想定最大規模の降雨（総雨量 690mm，時間最大雨量 153mm）が対象
- ・ 外水（古川）のみ対象で、内水を考慮していない
- ・ 複数の箇所での氾濫した場合をシミュレーションし、その最大浸水継続時間を表示
- ・ 精度は 10m メッシュ

凡例

浸水継続時間

	12時間未満
	12～24時間未満
	24～72時間未満
	72～168時間未満
	168～336時間未満
	336～672時間未満
	洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川・水位周知河川

出典：古川水系渋谷川・古川，目黒川水系目黒川，呑川水系呑川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

（東京都，令和元（2019）年6月）

洪水浸水
想定区域
図



高潮浸水

浸水深（想定最大規模）

【特徴】

- ・ 想定最大規模（室戸台風級）の高潮浸水想定区域図が公表され、新橋駅や浜松町駅周辺を中心に、概ね日比谷通りより海岸側の広範囲で最大1m以上の浸水が想定され、2階が浸水する程度の浸水深3m以上の区域も、浜松町駅や品川駅周辺に一部みられます。

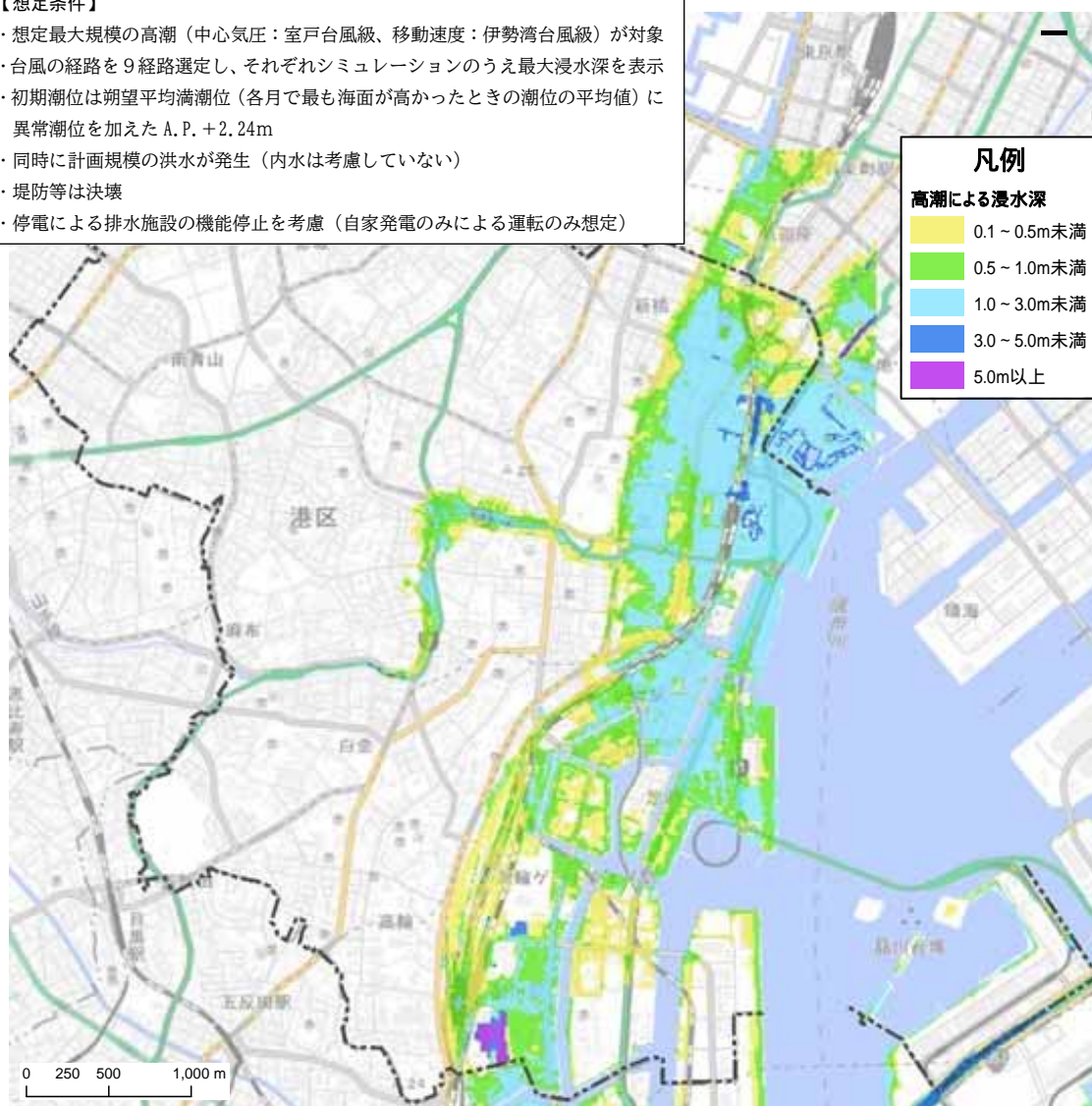
※台風の中心気圧は、日本に上陸した既往最大規模の台風である室戸台風（昭和9（1934）年）を基本とし、910hPaとしています。この台風が東京湾の周辺を通過する確率は、1,000～5,000年に1回と想定されています。また、想定最大規模の高潮と同時に計画規模の洪水が発生することを想定し（内水は想定していない）、堤防等の決壊、停電による排水施設の機能停止を考慮しています。

【課題】

- ・ 想定最大規模の台風により、区東部の低地を中心に浸水のおそれがあります。

【想定条件】

- ・ 想定最大規模の高潮（中心気圧：室戸台風級、移動速度：伊勢湾台風級）が対象
- ・ 台風の経路を9経路選定し、それぞれシミュレーションのうえ最大浸水深を表示
- ・ 初期潮位は朔望平均満潮位（各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値）に異常潮位を加えた A.P. +2.24m
- ・ 同時に計画規模の洪水が発生（内水は考慮していない）
- ・ 堤防等は決壊
- ・ 停電による排水施設の機能停止を考慮（自家発電のみによる運転のみ想定）



※「港区高潮浸水ハザードマップ」（港区，令和2（2020）年7月）より作成、背景図は地理院地図

港区高潮
浸水ハザ
ードマッ
プ



浸水継続時間（想定最大規模）

【特徴】

- ・ 浸水継続時間は 12 時間未満の区域がほとんどですが、浜松町駅周辺、芝浦心頭の一部に浸水継続時間が 1 週間以上の区域がみられます。

【課題】

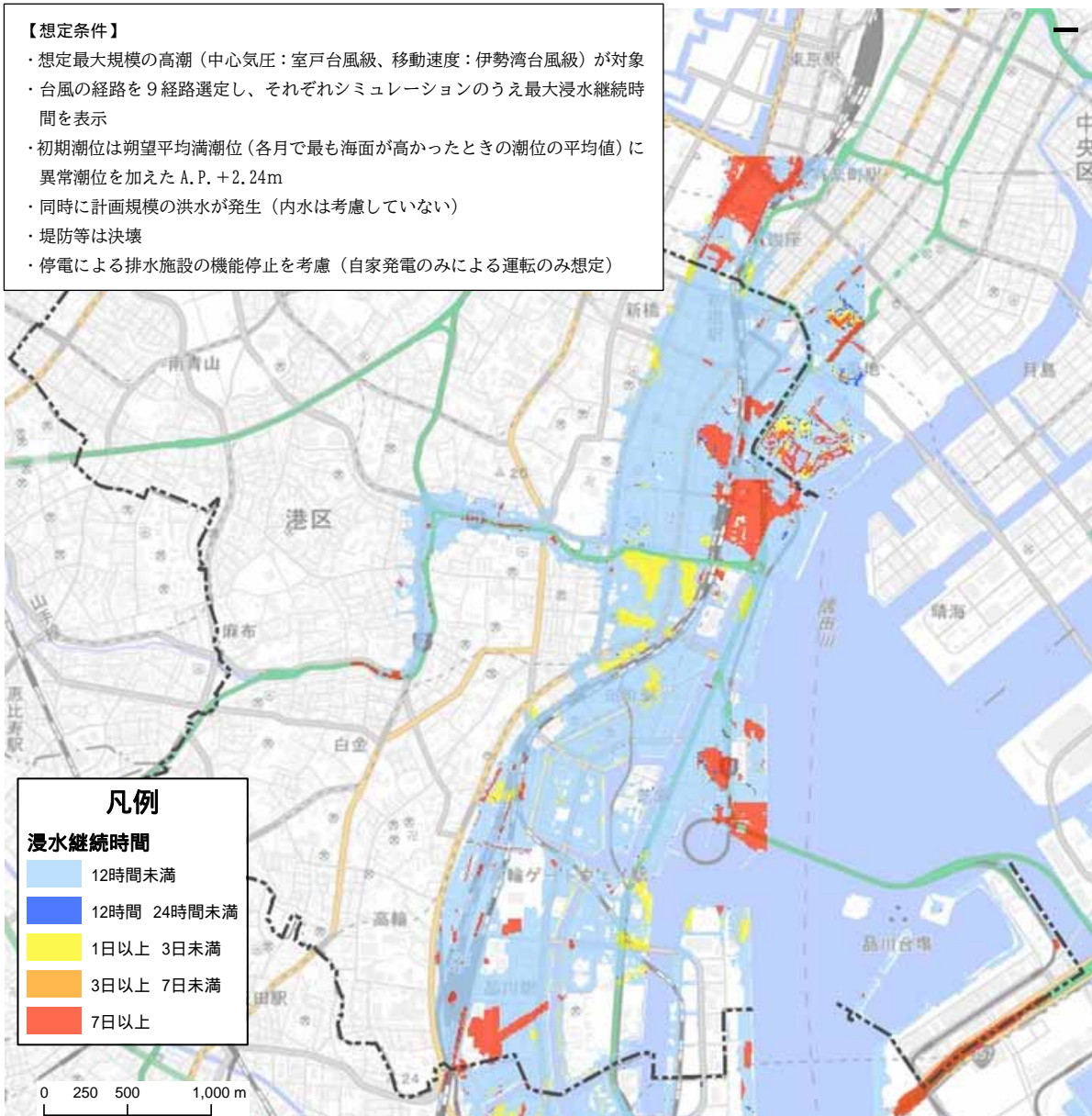
- ・ 浸水が最大 1 週間以上継続する地区があり、その間、浸水建物滞留者が孤立するおそれがあります。

【浸水継続時間とは】

屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 50cm 以上となる時間です。

【想定条件】

- ・ 想定最大規模の高潮（中心気圧：室戸台風級、移動速度：伊勢湾台風級）が対象
- ・ 台風の経路を 9 経路選定し、それぞれシミュレーションのうえ最大浸水継続時間を表示
- ・ 初期潮位は朔望平均満潮位（各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値）に異常潮位を加えた A. P. +2. 24m
- ・ 同時に計画規模の洪水が発生（内水は考慮していない）
- ・ 堤防等は決壊
- ・ 停電による排水施設の機能停止を考慮（自家発電のみによる運転のみ想定）



※東京都高潮浸水想定区域図【想定最大規模】（浸水継続時間）（東京都，平成 30（2018）年 3 月）より作成
背景図は地理院地図

高潮浸水
想定区域
図



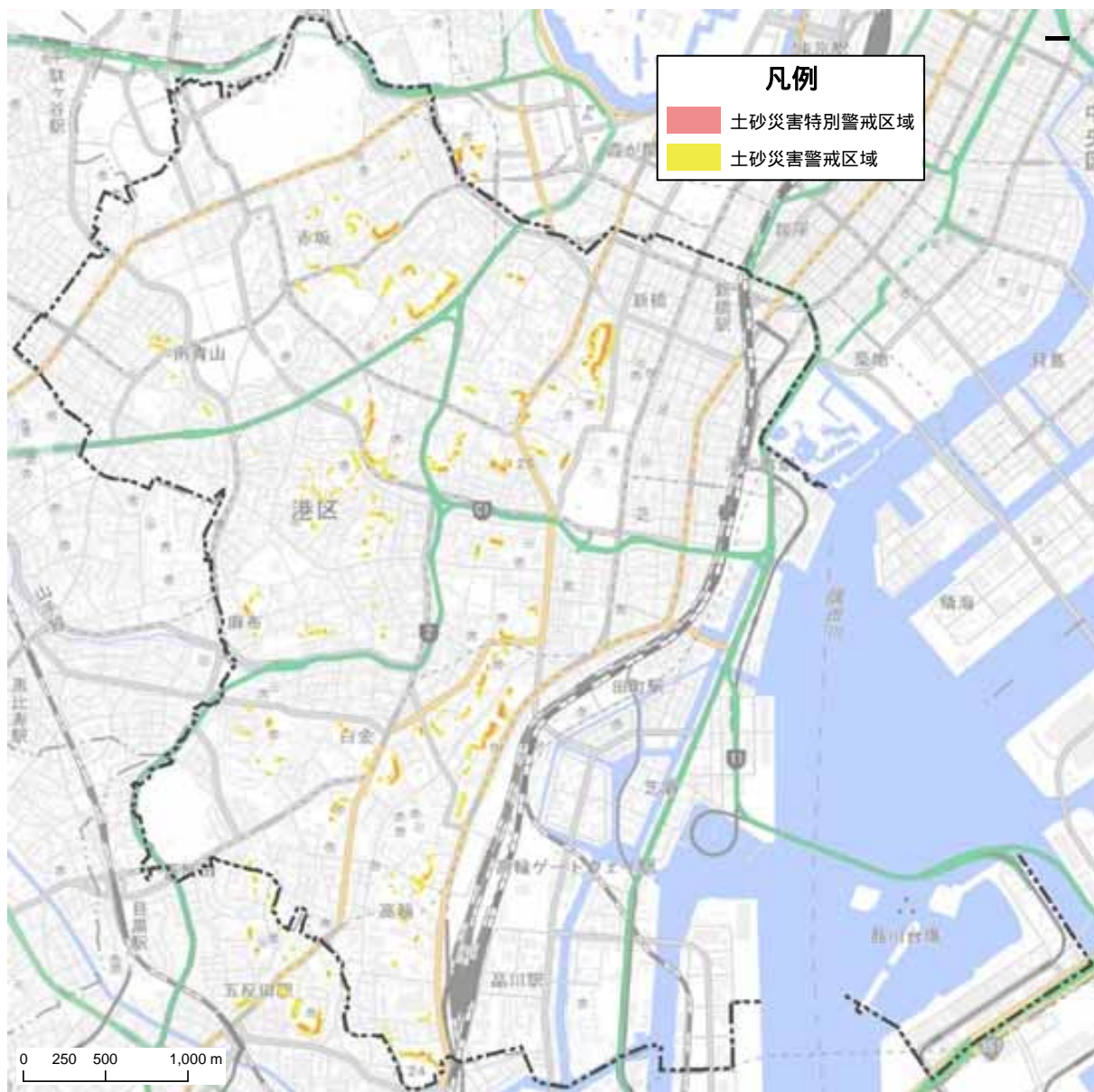
土砂災害警戒区域等

【特徴】

- ・起伏の大きい区西部では、東京都により 23 区内最多の 208 か所の土砂災害警戒区域、141 か所の土砂災害特別警戒区域が指定されています。

【課題】

- ・地震や大雨等により、がけ崩れが発生するおそれがあります。



※「港区土砂災害ハザードマップ」(港区, 令和元(2019)年9月)より作成、背景図は地理院地図

港区土砂
災害ハザ
ードマッ
プ



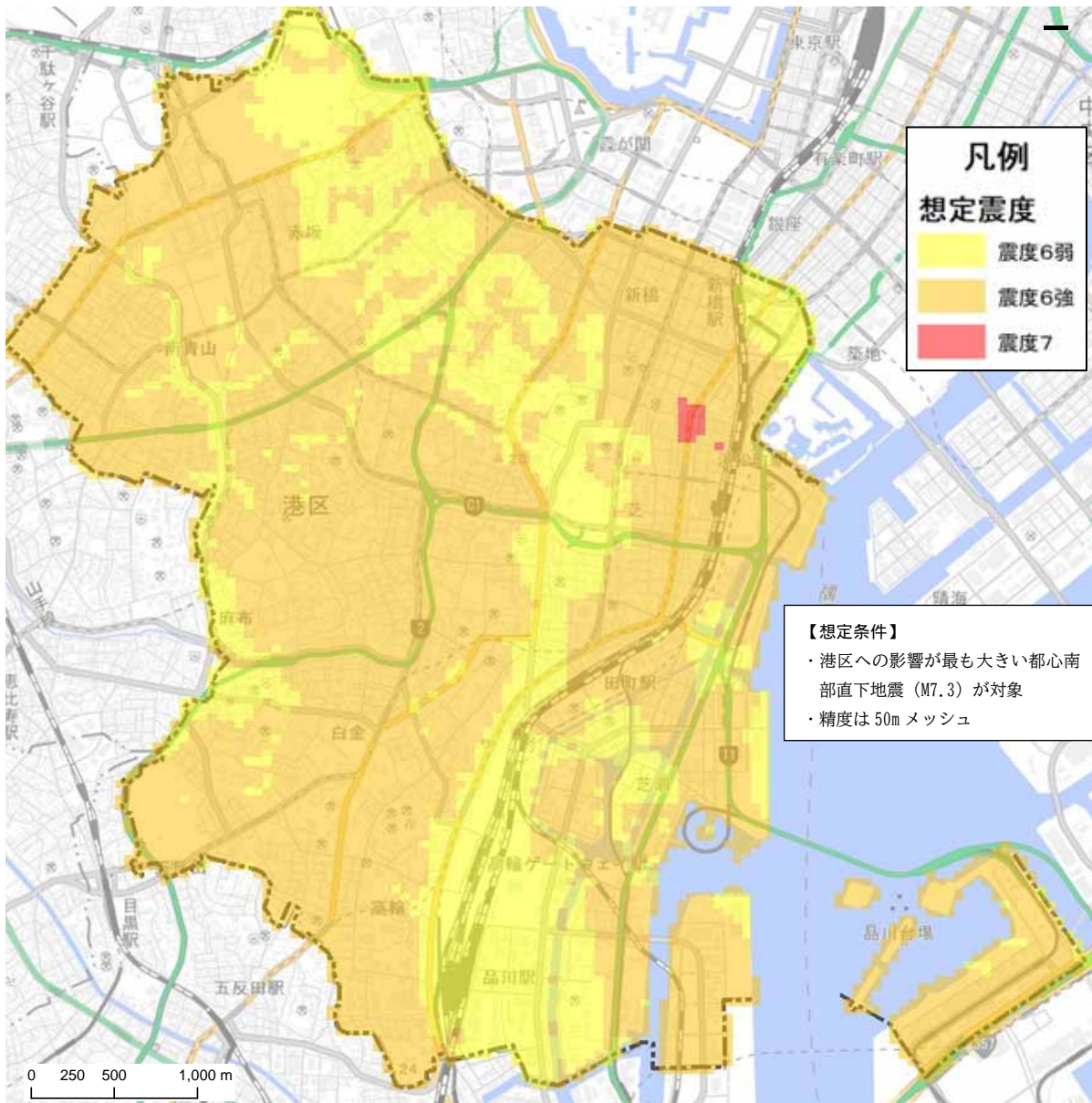
地震（揺れやすさ）

【特徴】

- ・東京都が令和4（2022）年に被害想定を実施した対象地震のなかで、区内の震度が最大となる地震は、都心南部直下地震（M7.3）であり、震度6弱から震度6強（一部では震度7）の揺れが想定されています。なお、建物被害は95%以上、人的被害は80%以上が揺れによるものとなっています。

【課題】

- ・旧耐震基準の建築物を中心に、建物の損壊や延焼が発生するおそれがあります。



※「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，令和4（2022）年5月）より作成、背景図は地理院地図

港区揺れ
やすさマ
ップ



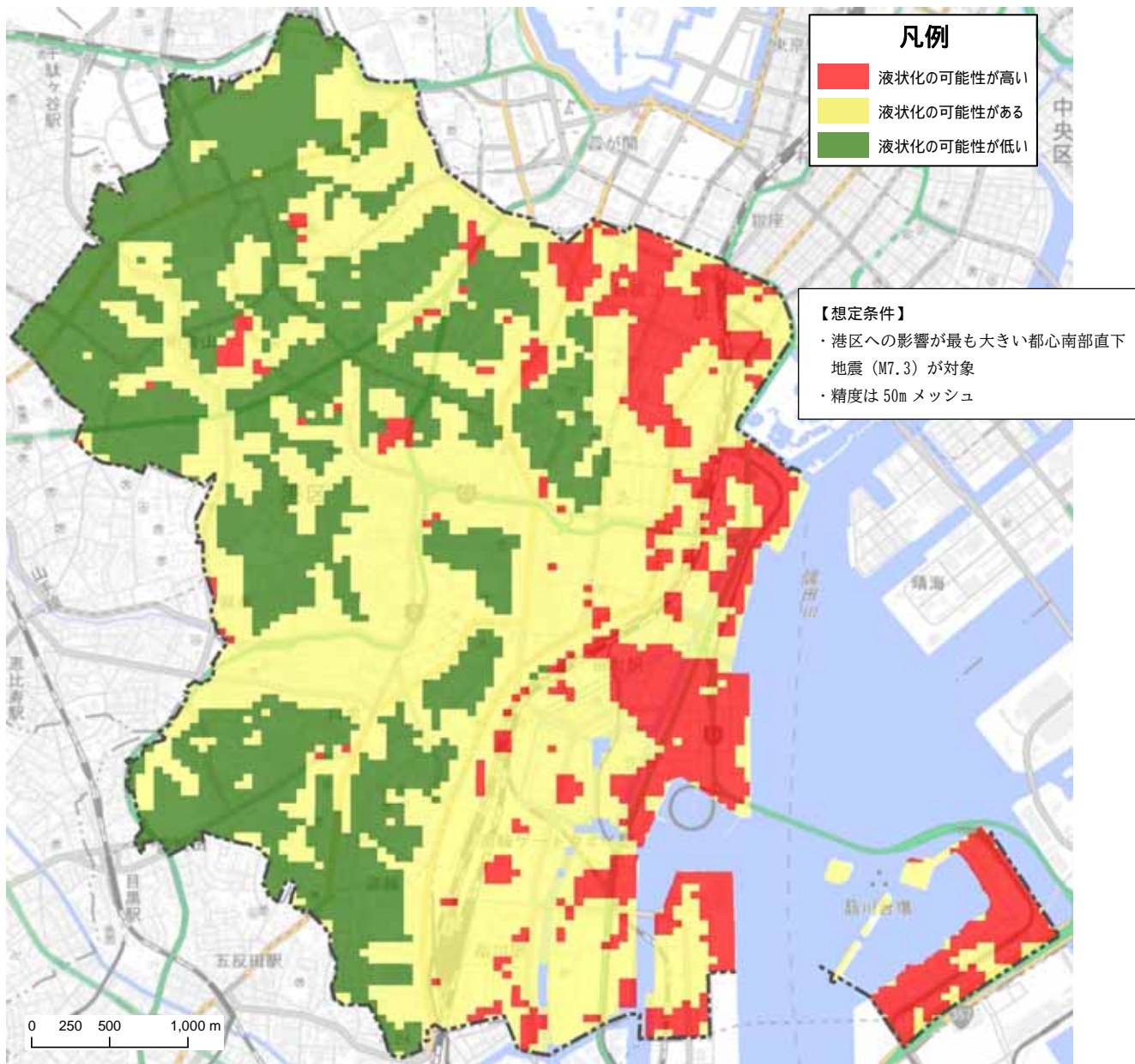
液状化

【特徴】

- ・ 都心南部直下地震（M7.3）が発生した場合、沿岸部や新橋周辺を中心に液状化の可能性が高い地域がみられます。

【課題】

- ・ 液状化が発生した場合、建築物の他、地中に埋設されているライフライン、道路等が被害を受けるおそれがあります。



※「津波・液状化シミュレーション結果」（港区，令和6（2024）年3月）より作成、背景図は地理院地図

港区液状化マップ



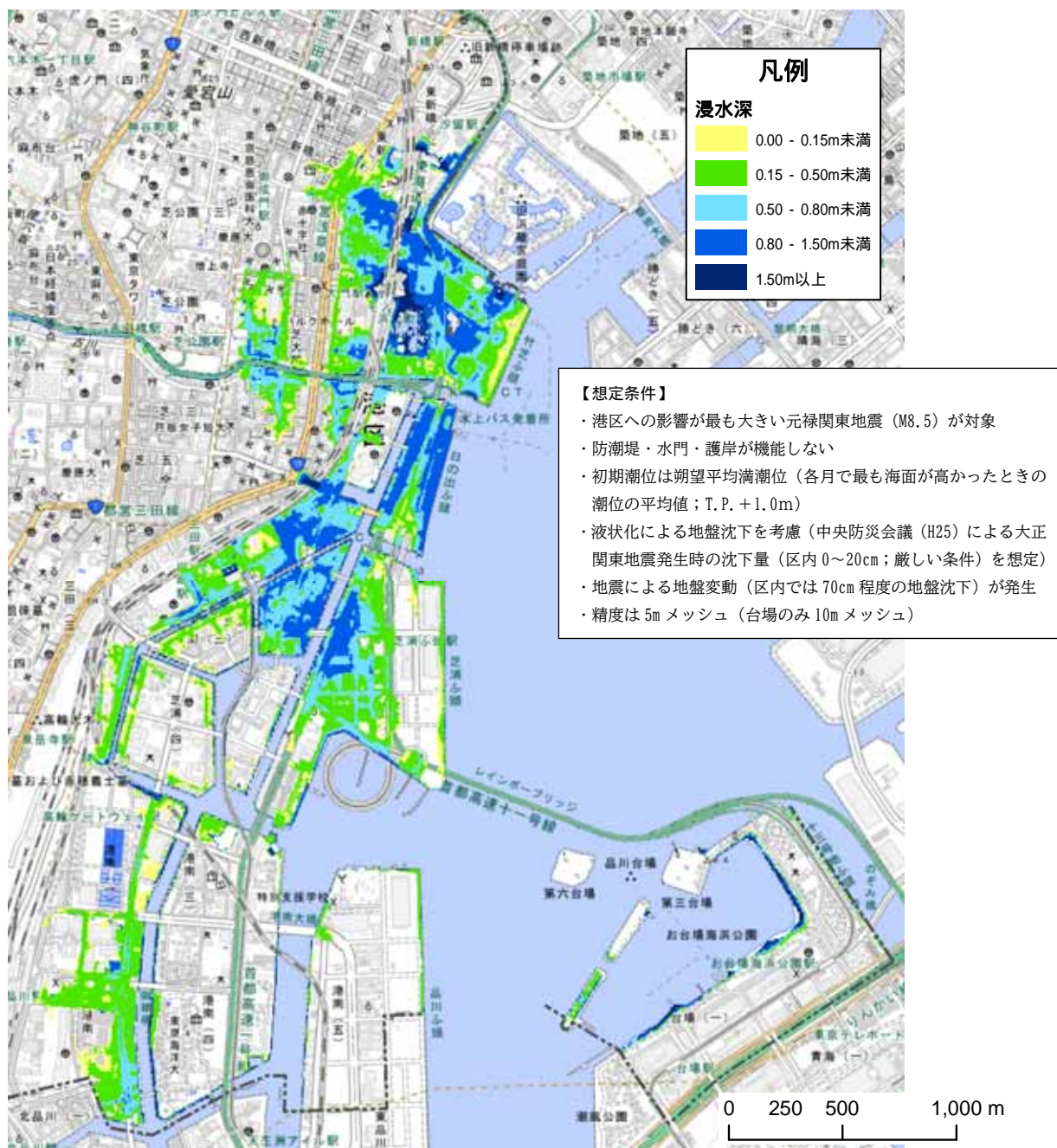
津波

【特徴】

- ・防潮堤・水門・護岸が機能せず、液状化による沈下が発生（厳しい条件）した場合、元禄関東地震（M8.5）相当の地震発生の約70分後に、津波により陸域が浸水し、標高の低い沿岸部のほか、古川を遡上した津波により将監橋周辺でも浸水が想定されています。

【課題】

- ・堅牢な中高層建物への避難が間に合わなかった人が津波に巻き込まれるおそれがあります。また、木造建物を中心に被害を受けるおそれがあります。



※「津波・液状化シミュレーション結果」（港区、令和6（2024）年3月）より作成、背景図は地理院地図

港区津波
ハザード
マップ



② 土地利用・人口

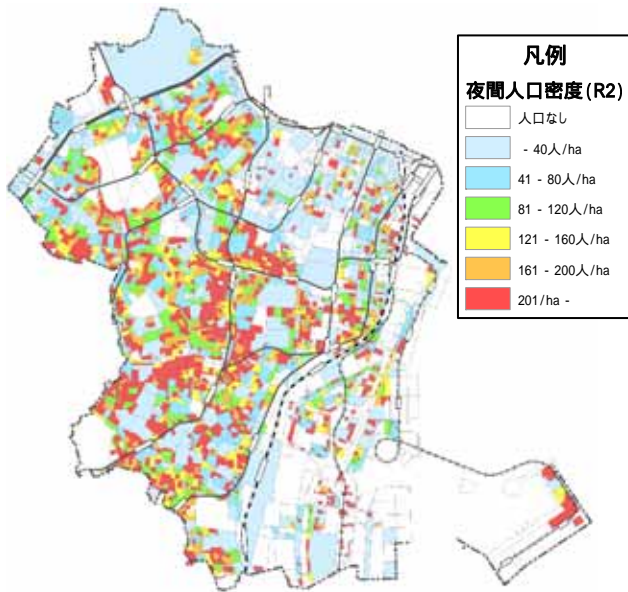
i 人口

【特徴】

- ・古川沿岸を中心に人口密度が200人/ha^{※1}と高い地区がみられる一方、新橋・浜松町周辺地区を中心に40人/ha未満^{※2}であり、人口密度の高低がはっきり分かれています。
- ・昼間人口が多く、新橋・浜松町周辺地区を中心に1,000人/haを超えています。
- ・新橋・浜松町周辺地区を中心に人口が増加しています。
- ・高齢化率は、台場周辺地区では12.0%と区内で最も低くなっている一方、青山周辺地区では23.8%と最も高くなっています。

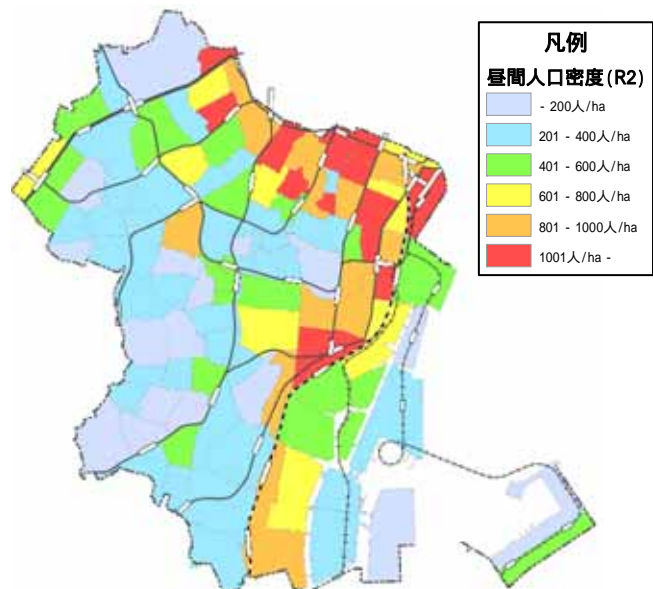
※1 「都市計画運用指針 第12版」(国土交通省, 令和4(2022)年4月)において、土地の高度利用を図るべき区域で目標とする100人/haの2倍の水準

※2 DID(人口集中地区)基準を下回る人口密度



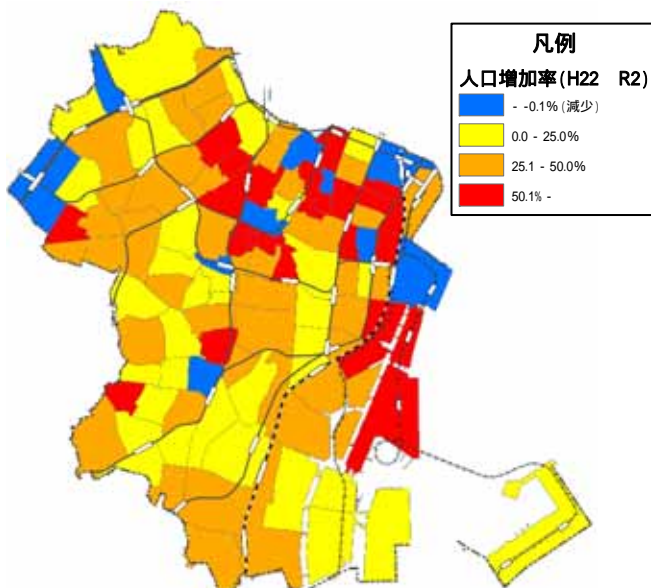
夜間人口密度(街区別)

※令和2年国勢調査小地域集計より作成



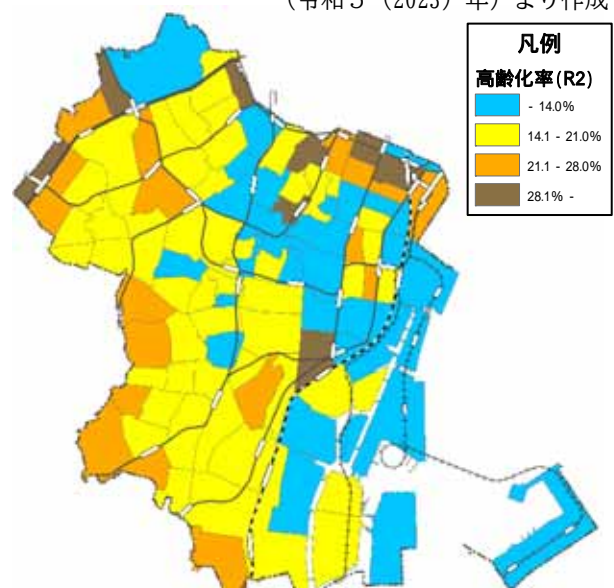
昼間人口密度(町丁目別)

※東京都HP「国勢調査による東京都の昼間人口」(令和5(2023)年)より作成



人口増加率(H22→R2:町丁目別)

※平成22年、令和2年国勢調査小地域集計より作成



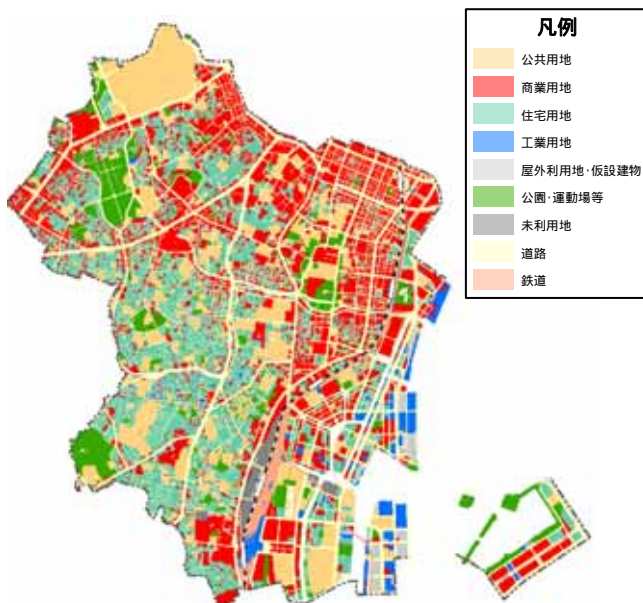
高齢化率(65歳以上の人口比率:町丁目別)

※令和2年国勢調査小地域集計より作成

ii 土地利用

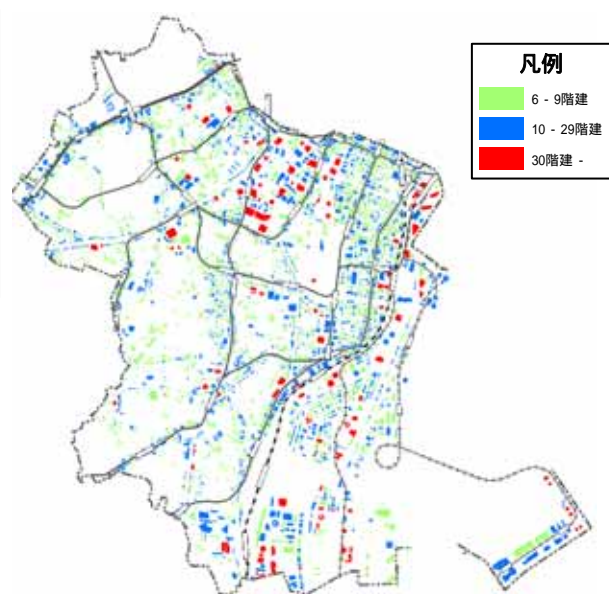
【特徴】

- ・ 芝・赤坂地区では商業、麻布・高輪地区では住宅、芝浦港南地区では住宅、商業、工業の用途が多くあります。商業用地や工業用地が多い地区では来街者が多いことが考えられます。
- ・ 区内には臨海部を中心に多くの高層建築物が立地し、区内の世帯数の76.5%が6階建以上の住宅に居住しています。
- ・ また、赤坂御用地、青山墓地周辺、白金一、三、五丁目、自然教育園周辺、芝浦水処理センター周辺、港南四、五丁目以外の地区では、地階を有する建築物が広く分布しています。



土地利用

※「港区の土地利用」(港区, 令和5(2023)年3月)より作成



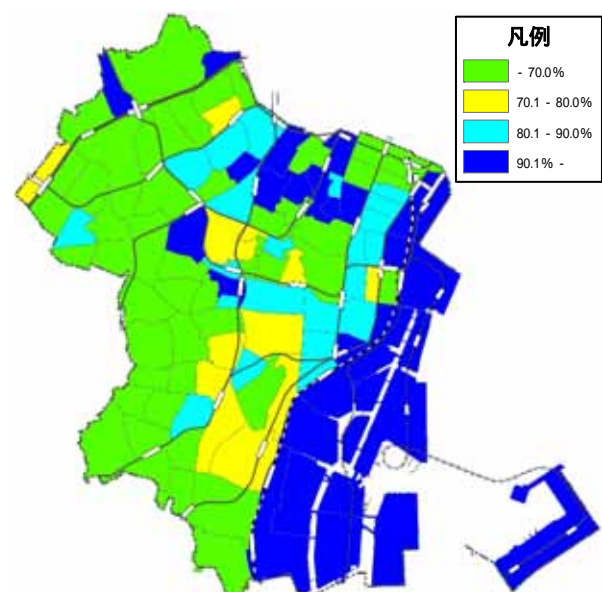
高層建築物の分布

※「港区の土地利用」(港区, 令和5(2023)年3月)より作成



地階を有する建築物の分布

※「港区の土地利用」(港区, 令和5(2023)年3月)より作成



6階建以上居住世帯率

※令和2年国勢調査小地域集計より作成

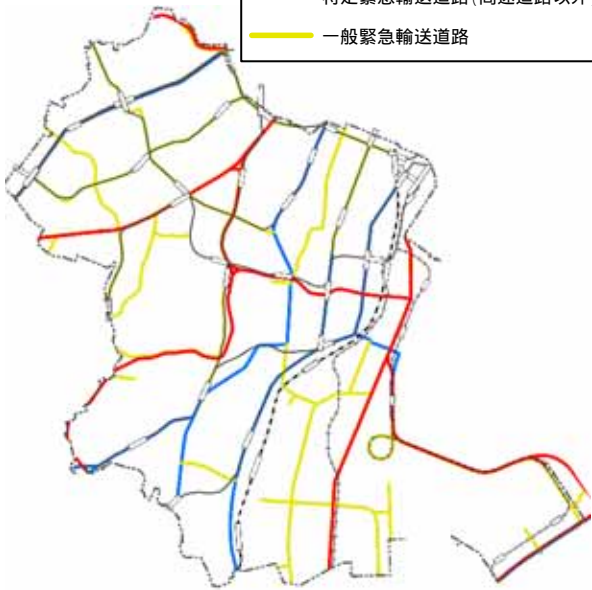
iii 道路

【特徴】

- 区内に緊急輸送道路が指定されています。特定緊急輸送道路沿道建築物では、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（以下、「条例」という。）により耐震診断が義務付けられています。特定緊急輸送道路のうち、区間到達率*が最も低い区間は、新橋駅周辺の第一京浜となっています。
- 幅員4m未満の細街路は、芝浦港南地区にはほとんどありませんが、区西部の高台地や新橋駅周辺で見られます。また、区内には未整備の都市計画道路があります。

凡例

- 特定緊急輸送道路(高速道路)
- 特定緊急輸送道路(高速道路以外)
- 一般緊急輸送道路



特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路の分布

※区間到達率：都県境入口からある区間に到達できる確率

【緊急輸送道路とは】

建築物の耐震化の促進に関する法律第5条第3項第3号の規定により、緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路。（「条例」第2条（定義）に基づく）特定緊急輸送道路：

「条例」第7条に基づき、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定した道路。

一般緊急輸送道路：

「条例」第2条第1号に基づく緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外のもの。



区間到達率（特定緊急輸送道路）

※東京都耐震ポータルサイトより作成

凡例

- 細街路(幅員4m未満)



細街路（幅員4m未満）の分布

※「港区の土地利用」（港区，令和5（2023）年3月）を基に現況を反映して作成

凡例

- 都市計画道路(未整備)



未整備の都市計画道路の分布

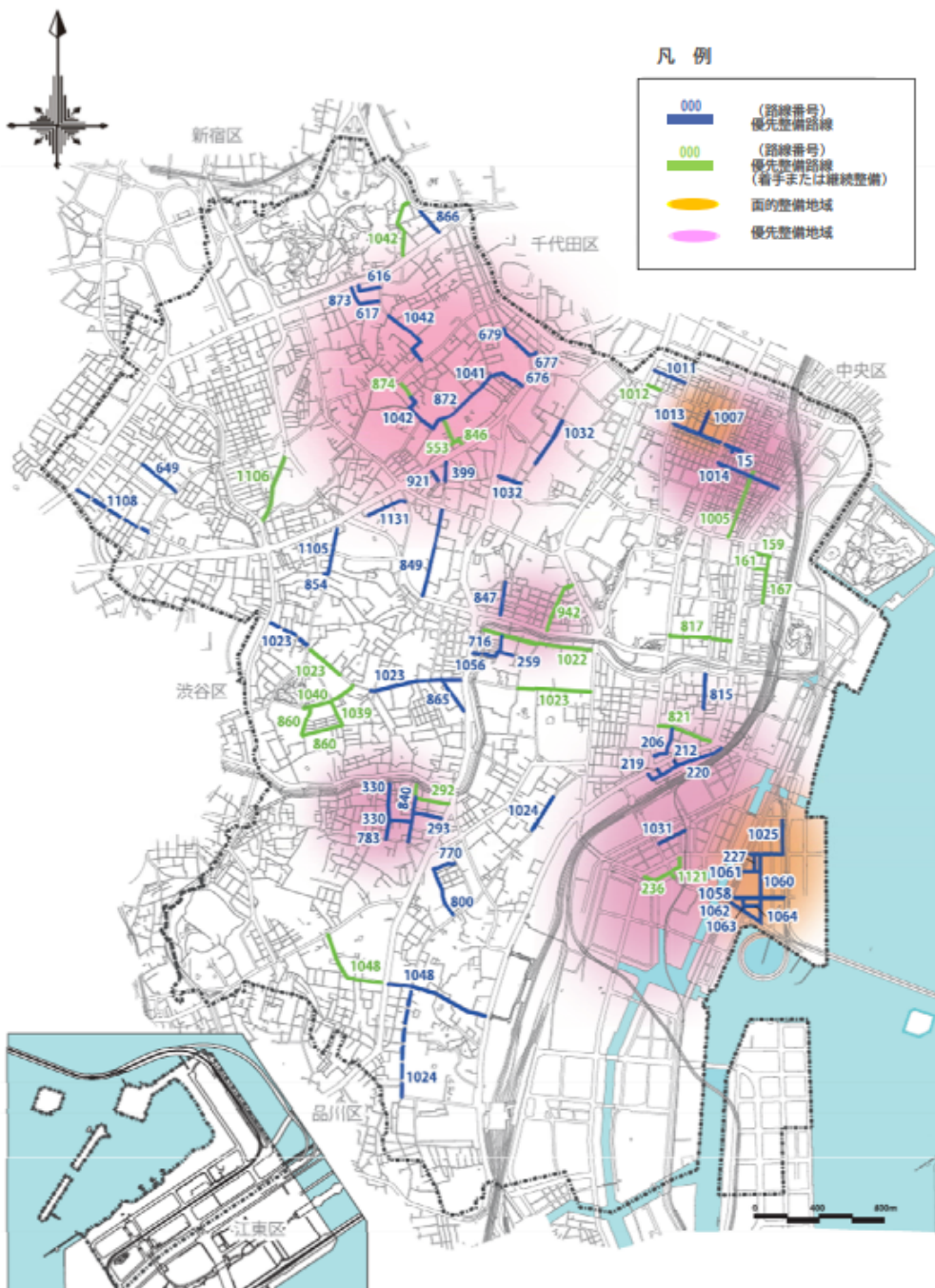
※「港区都市計画施設等図（令和5（2023）年3月現在）」を基に現況を反映して作成

【特徴】

・区道の延長約 219km のうち約 56km が無電柱化されています。(令和 4 (2022) 年 3 月末時点、無電柱化率約 25%) また、国道、都道、区道を合わせた全体の無電柱化率は約 40% となっています。無電柱化は、地震や台風等の災害時に電柱の倒壊や電線類の被災を軽減する等の都市防災機能の強化にもつながり、区では優先整備地域^{※1}、優先整備路線^{※2} が設定されています。

※1 優先整備地域：優先的に無電柱化事業を実施する地域

※2 優先整備路線：優先的に無電柱化事業を実施する路線



無電柱化の優先整備地域、優先整備路線の分布

出典：「港区無電柱化推進計画」(令和 4 (2022) 年 3 月)

港区無電柱
化推進計画



iv 避難

【特徴】

- ・ 地区内残留地区^{※1}に約 14 万人（全夜間人口の約 54%）の区民が居住し、昼間人口は約 71 万人（全昼間人口の約 73%）となっています。区内には 7 か所の避難場所^{※2}があり、区外からの避難者を含め約 35 万人の避難が計画されています。
- ・ 区では 57 か所の区民避難所（地域防災拠点）^{※3}が指定されています。都の地震被害想定（R4）による想定最大避難者数約 5.8 万人に対し、受入可能数は、一時が約 8.4 万人、長期が約 5.1 万人となっています。また、22 か所の津波避難ビル^{※4}、25 か所の福祉避難所^{※5}が指定されています。なお、福祉避難所の受入可能数は約 1,600 人です。

※1 地区内残留地区：不燃化が進んでおり、万が一、火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない地区

※2 避難場所：大規模な延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所

※3 区民避難所：災害による家屋の倒壊・延焼等で被害を受けた区民の一時的な生活場所

※4 津波避難ビル：津波襲来時に一時的な避難・退避等を行うための施設

※5 福祉避難所：在宅や区民避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする区民の一時的な生活場所



地区内残留地区、避難場所の分布

※「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定（第9回見直し）」（東京都，令和4（2022）年7月）より作成



区民避難所等の分布

※「港区地域防災計画」（令和6（2024）年3月修正）より作成

v その他

【特徴】

- ・区内では、T.P.^{※1}+4.0m以上の防潮堤が整備されていますが、堤外地^{※2}があります。
- ・区内では、断水時に飲料水を確保するため給水所等からの給水を計画しており、区全体として飲料水は十分に確保されています。

※1 T.P. : 東京湾の平均海面で標高0mとなる水準

※2 堤外地: 防潮堤よりも海側にある土地



防潮堤の位置



給水所等の分布

※「津波・液状化シミュレーション結果」(港区, 令和6(2024)年3月)より作成、背景図は地理院地図

※港区HP「飲料水等の確保」より作成

③ 区民・区内在勤者意識

区民・区内在勤者の防災意識、防災に関する取組の現状、地域の課題等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

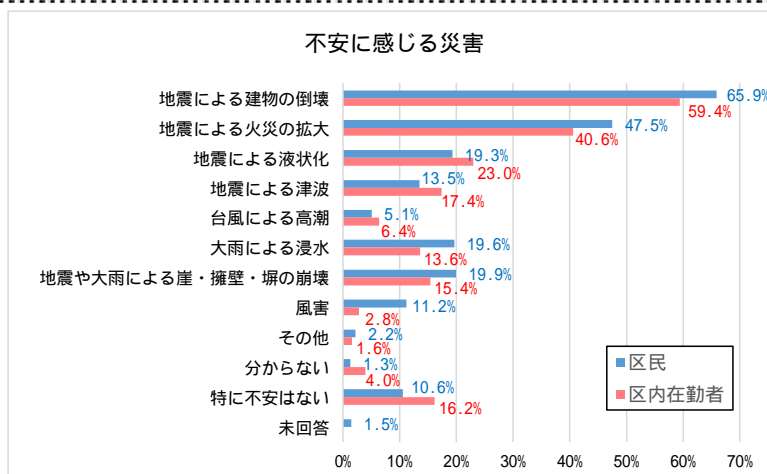
	区民	区内在勤者
調査の対象	住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の区民 2,000 人（外国人を含む）	インターネット調査会社（楽天インサイト株式会社）の登録モニター（港区内在勤者）500 人
調査の方法	郵送配布、郵送回答またはインターネット回答	インターネット調査
調査実施期間	令和 3（2021）年 9 月	令和 3（2021）年 10 月
有効回答率	33.9%	—

結果概要

- 区民、区内在勤者とも自然災害のうち特に「地震による被害」に対して不安を感じています。

【不安を感じる災害（区民：設問 2、区内在勤者：設問 1）】

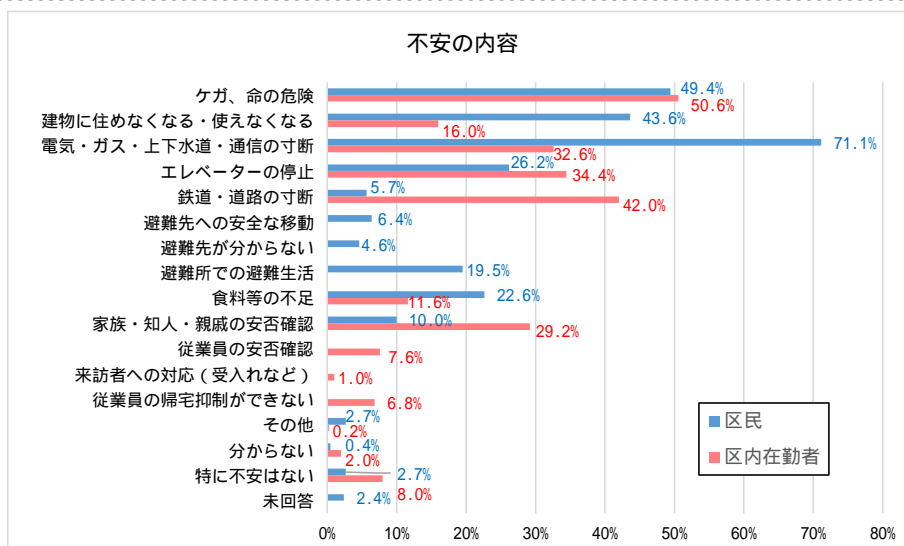
あなたがお住いの場所（お勤めの会社等）では、どの自然災害が不安と感じますか？（当てはまる番号最大 3 つ）



- 自然災害が発生した場合の不安は、区民は特に「ライフラインの寸断」等生活の維持に関わること、区内在勤者は「ケガ、命の危険」、「鉄道・道路の寸断」との回答が多くなっています。

【不安の内容（区民：設問 3、区内在勤者：設問 2）】

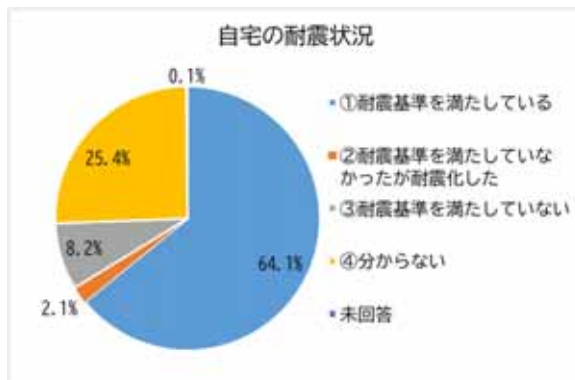
あなたがお住いの場所で（お勤めの会社等で工作中に）自然災害が発生した場合、どのようなことに不安がありますか？（当てはまる番号最大 3 つ）



- 「自宅は耐震基準を満たしている」との回答が 60%以上となっている一方、「分からない」が 25%以上となっています。

【自宅の耐震状況（区民：設問4）】

ご自宅は耐震基準を満たしていますか？（当てはまる番号1つ）



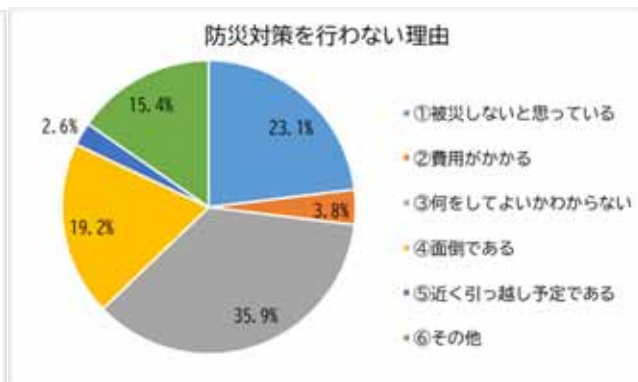
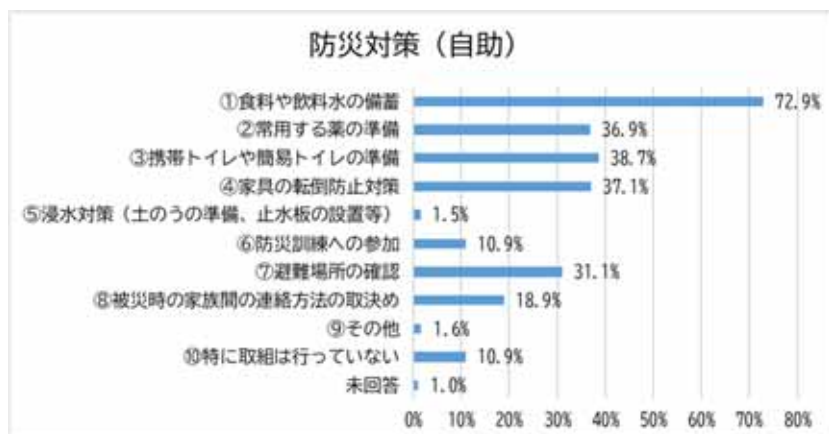
- 区民の食料の備蓄等の対策は進んでいますが、「浸水対策」の実施率が低くなっています。防災対策を行わない理由として、「何をしてもよいか分からない」との回答が多くなっています。

【防災対策（自助）（区民：設問5）】

あなたは、災害時に自分や家族の命を守るために、現在、どのような取組を行っていますか？（当てはまる番号すべて）

【防災対策を行わない理由（区民：設問6）】

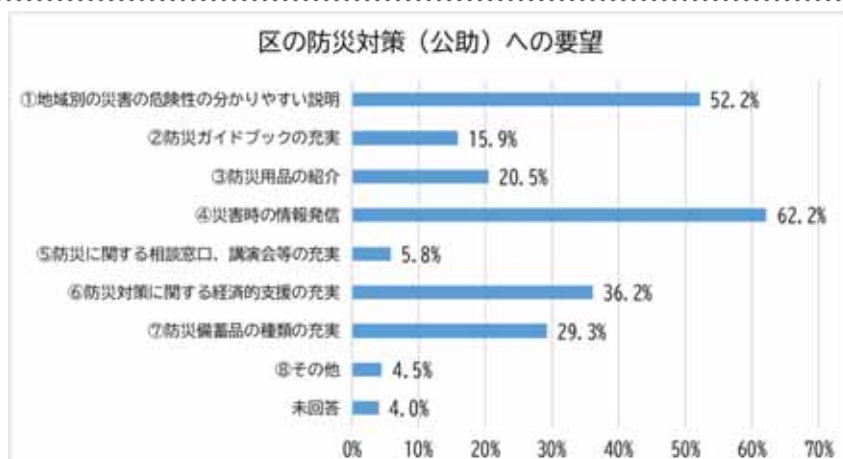
設問5で⑩を選んだ方のみ回答してください。防災に向けた取組を行わない理由は何ですか？（当てはまる番号1つ）



- 区民の区の防災対策（公助）への要望としては、「災害時の情報発信」を最も多く望んでいます。

【区の防災対策（公助）への要望（区民：設問8）】

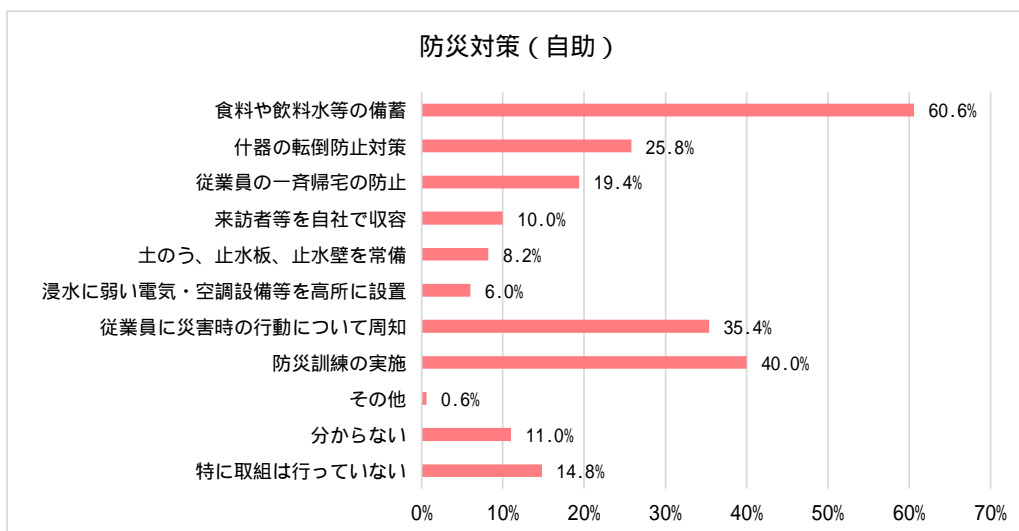
区は、今後どのような防災街づくりに関する取組を特に実施すべきとお考えですか？（当てはまる番号最大3つ）



- 区内在勤者の災害時の自社での取組として、「従業員の一齐帰宅の抑止」、「来訪者等を自社で収容」との回答は10%~20%程度に留まっています。

【防災対策（自助）（区内在勤者：設問4）】

あなたがお勤めの会社等では、災害時に従業員や来訪者等の命を守るために、現在、どのような取組を行っていますか？当てはまるものを【すべて】お答えください。



- 区内在勤者の自社で実施済みの防災活動は、「地域の防災訓練等への参加」との回答が最も多くなっています。

【防災対策（共助）（区内在勤者：設問6）】

あなたがお勤めの会社等での防災活動の実施状況について、それぞれ当てはまるものを【1つ】お答えください。

	実施済	実施可能	実施困難	分からない
1. 周辺住民のための物資の備蓄 (n=500)	13.8	10.4	17.0	58.8
2. 地域の防災訓練等への参加 (n=500)	22.6	19.2	7.8	50.4
3. 町会・自治会との連携 (n=500)	12.0	12.4	9.2	66.4
4. 災害時の帰宅困難者等の受け入れ (n=500)	8.8	14.6	17.8	58.8
5. 災害時における地域住民等への人手の提供 (n=500)	7.2	12.8	15.0	65.0
6. その他：(n=327)	4.0	4.6	2.8	88.7

参考情報【港区における過去の災害】

①地震・津波

過去 200 年間に 2 回、区内で震度 6 程度の揺れが発生しています。

地震名	被害の概要
安政 2 (1855) 年 安政江戸地震 (M7 程度)	震度 5 弱～震度 6 弱と推定
大正 12 (1923) 年 大正関東地震 (M7.9) (関東大震災)	千代田区で震度 6、区内でも大規模火災が発生 芝浦で津波高 0.8m、芝浦・台場周辺で液化化発生
平成 23 (2011) 年 東北地方太平洋沖地震 (M9.0) (東日本大震災)	区内で最大震度 5 弱、多数の帰宅困難者が発生 晴海で津波高 1.5m

出典：内閣府 HP、地震調査研究推進本部 HP

関東大震災による区内の被害

	全潰率 (戸数)	半潰率 (戸数)	焼失率 (戸数)
旧芝区	1.51% (384)	1.25% (318)	44.24% (11,227)
旧赤坂区	3.14% (352)	2.11% (236)	11.19% (1,253)
旧麻布区	2.44% (335)	1.09% (149)	0.83% (114)
合計	2.13% (1,071)	1.40% (703)	25.04% (12,594)



関東大震災後の六本木三丁目周辺の惨状

出典：「港区史下巻」(昭和 35 (1960) 年)



関東大震災の延焼域

※「災害履歴図」(国土交通省, 平成 23 (2011) 年)より作成、背景図は地理院地図

②河川や内水の氾濫・高潮

昭和 33 (1958) 年の狩野川台風 (洪水) 等で、浸水被害を受けています。



古川の氾濫 (H11, 古川橋)

出典：港区 HP 「高輪今昔物語」



昭和 22 (1947) ～57(1982)年の浸水域

※「災害履歴図」(国土交通省, 平成 23 (2011) 年)より作成
背景図は地理院地図

(4) 港区の防災街づくりにおける主な弱み

社会情勢の変化、自然災害の激甚化、港区の現状から、港区の防災街づくりの主な課題として以下のような弱みがあげられます。

弱み① 地震による道路閉塞、建物倒壊、がけ崩れ等の危険性

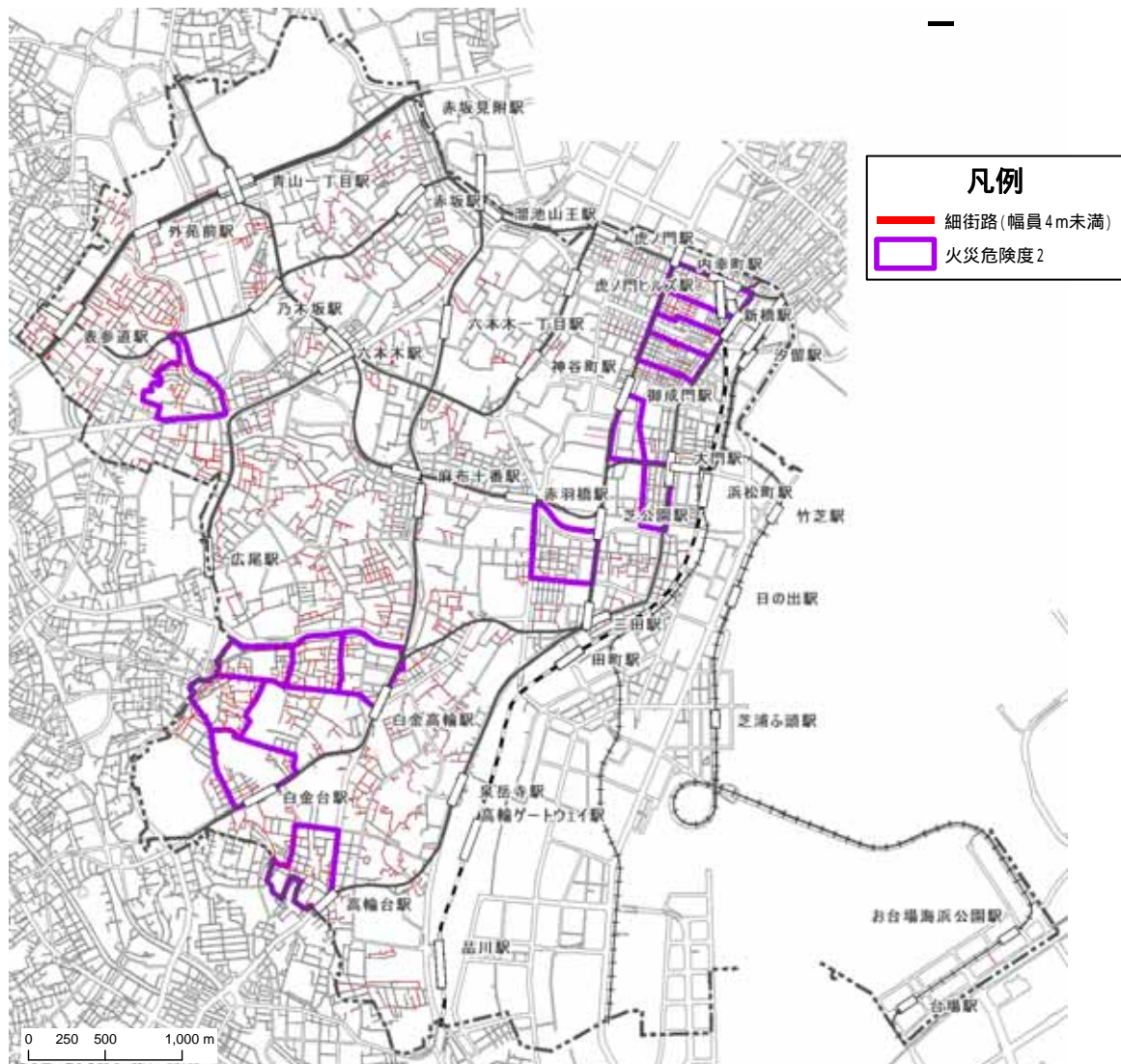
細街路、延焼の危険性がある地域

【現況】

- ・幅員4m未満の細街路が、区西部の高台地や新橋駅周辺を中心にみられます。また、東京都による「地震に関する地域危険度測定調査」では、区内に火災危険度（単位面積当たりの全焼棟数を相対評価）が5段階中3以上の地域はありません。

【課題】

- ・基盤整備、建替えにより、細街路、老朽木造建築物は減少していますが、依然として道路閉塞や火災の発生、焼失のおそれがあります。



※細街路：「港区の土地利用」（港区，令和5（2023）年3月）を基に現況を反映して作成
火災危険度：「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（東京都，令和4（2022）年9月）より作成
背景図は「東京都縮尺1/2,500地形図」（令和3（2021）年）

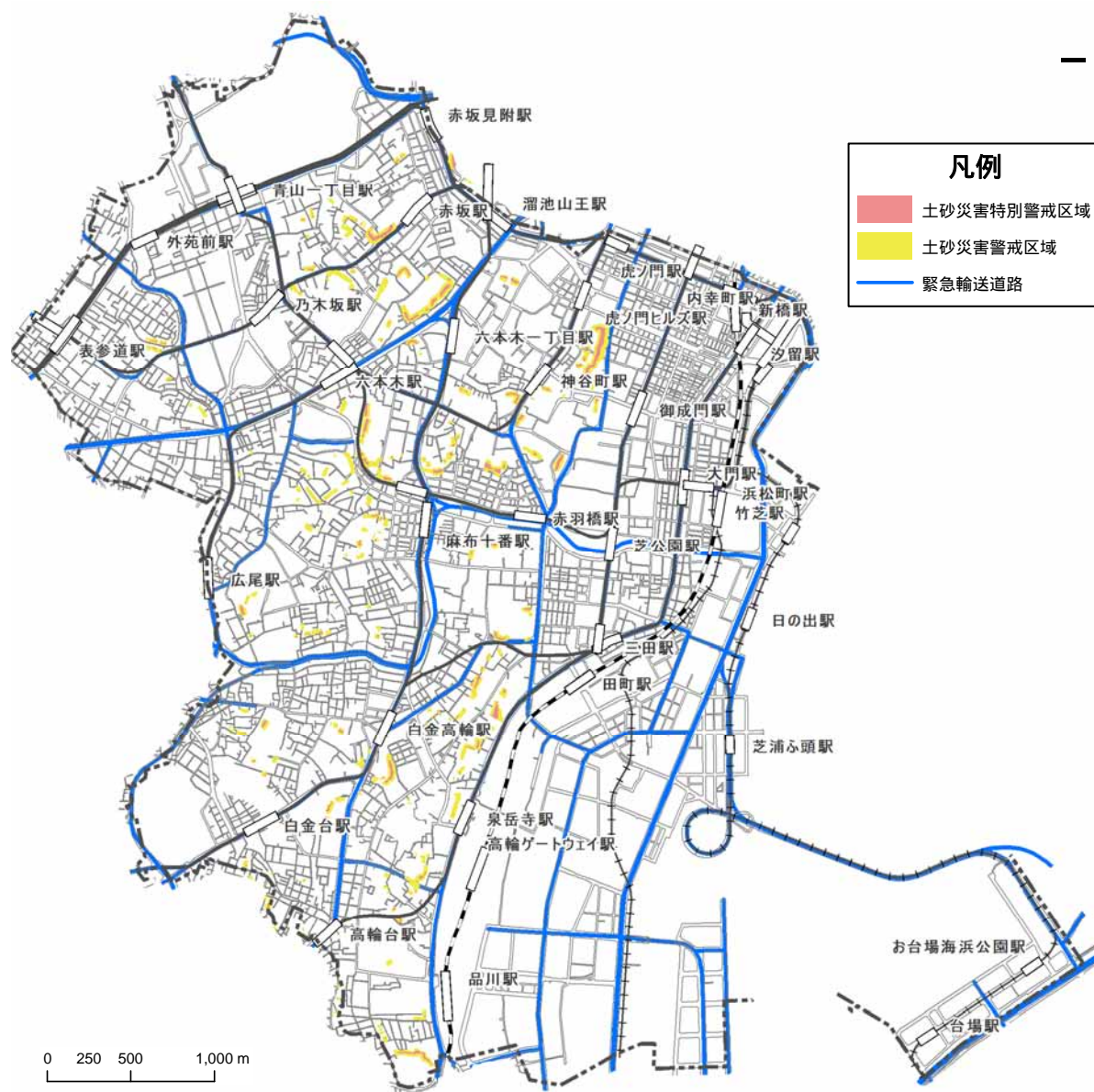
がけ・擁壁・ブロック塀

【現況】

- ・起伏の大きい区西部では、東京都により 23 区内最多の 208 か所の土砂災害警戒区域、141 か所の土砂災害特別警戒区域が指定され、一部は緊急輸送道路が区域内に含まれます。その他、多くの 5 m 未満のがけ・擁壁やブロック塀があることが見込まれます。

【課題】

- ・安全性の確認や必要な改修が行われないことで、がけ・擁壁・ブロック塀の老朽化等による安全性の低下が懸念されます。これらが倒壊した場合、人的・建物被害のほか、道路閉塞による避難や物資輸送に支障をきたすおそれがあります。



※「港区土砂災害ハザードマップ」(港区, 令和元(2019)年9月)等より作成
背景図は「東京都縮尺 1/2,500 地形図」(令和3(2021)年)

耐震基準を満たしていない建築物

【現況】

- ・令和3（2021）年3月末時点の区内の住宅の耐震化率は戸数ベースで91.8%となり、全体の8.2%にあたる約12,000戸の住宅が必要な耐震性を満たしていないと見込まれています。
- ・分譲マンションについて棟数ベースで見ると、昭和56（1981）年5月以前の旧耐震基準で建築確認を受け建築された分譲マンションは全体の約40%となっており、特に赤坂地区で比率が高くなっています。そのうち一部のマンションでは、必要な耐震性を満たしていないと考えられます。

【課題】

- ・耐震化が進み、揺れによる想定被害は減少していますが、一部のマンション等では、所有者の高齢化が進行し、耐震化に関する関係者の合意形成が難しいことから、老朽化したままで大規模修繕が行われておらず、地震時に被害を受けるおそれがあります。また、耐震化された建築物でも、家具転倒や看板の落下等により、人的被害が発生するおそれがあります。

（単位：戸）

住宅の種類	建築の時期	1970年以前	1971～80年	1981～90年	1991～00年	2001～10年	2011～15年	2016～18年9月	有効数	建築年不詳	全体
一戸建て		760	880	880	1,570	870	520	130	5,610	1,200	6,810
長屋建て		90	60	210	190	410	150	20	1,130	330	1,460
共同住宅 1～2階建		290	290	130	130	120	190	30	1,100	630	1,810
共同住宅 3～5階建		1,300	4,930	2,260	2,570	3,940	3,270	520	18,790	5,190	23,980
共同住宅 6階建以上		2,610	12,890	4,240	14,460	36,040	15,250	3,100	88,590	13,120	101,710
その他		90	150	200	70	50	90	150	800	260	1,060
合計		5,140	19,200	7,920	18,990	41,430	19,470	3,950	116,100	20,730	136,830

区内の建築の時期（完成の時期）・住宅の種類別住宅数

※「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省、令和元（2019）年9月）より作成

（単位：棟）

竣工年別棟数 地区別	1971年以前	1972～1981年	1982～1991年	1992～2001年	2002～2011年	2012～2015年	2016年以降	有効数	無回答	全体
芝	7 4.4%	48 30.0%	15 9.4%	20 12.5%	47 29.4%	13 8.1%	10 6.3%	160 100.0%	11 -	171 -
麻布	24 9.9%	71 29.3%	35 14.5%	50 20.7%	37 15.3%	16 6.6%	9 3.7%	242 100.0%	11 -	253 -
赤坂	28 15.6%	60 33.3%	24 13.3%	32 17.8%	17 9.4%	6 3.3%	13 7.2%	180 100.0%	8 -	188 -
高輪	29 13.5%	65 30.2%	26 12.1%	44 20.5%	32 14.9%	9 4.2%	10 4.7%	215 100.0%	12 -	227 -
芝浦港南	0 0.0%	8 16.0%	7 14.0%	9 18.0%	22 44.0%	4 8.0%	0 0.0%	50 100.0%	5 -	55 -
全体	88 10.4%	252 29.8%	107 12.6%	155 18.3%	155 18.3%	48 5.7%	42 5.0%	847 100.0%	47 -	894 -

分譲マンションにおける建築時期別棟数

※分譲マンション1,591棟のうち、アンケート回答があった894棟について掲載
アンケート回答のうち、竣工年について回答がないものを「無回答」と表示

※「港区分譲マンション実態調査報告書」（港区、令和4（2022）年3月）より作成

弱み② 激甚化する水害による浸水被害や土砂災害の危険性

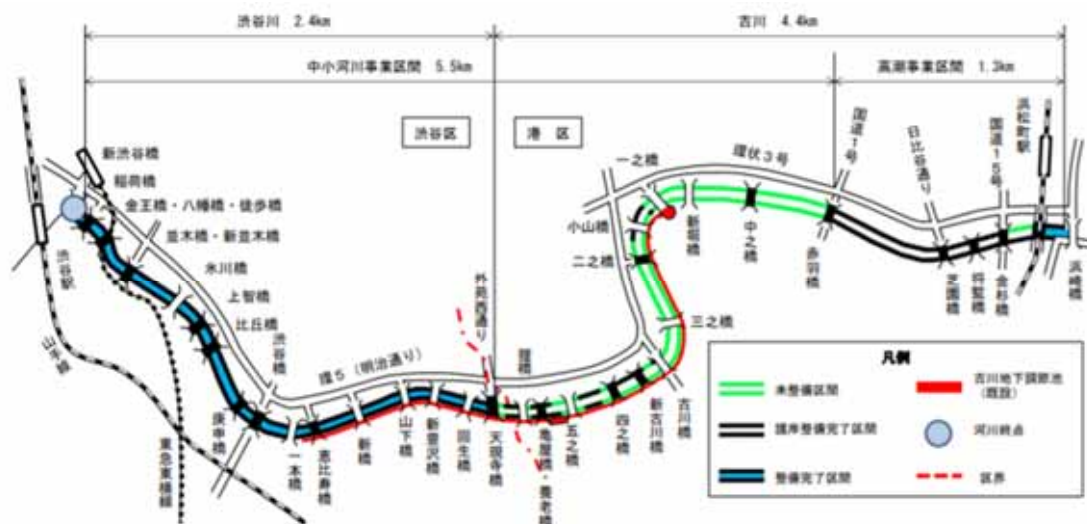
河川や内水の氾濫・高潮による浸水

【現況】

- 区内では、大雨や高潮による浸水想定区域があり、新橋駅、浜松町駅周辺や古川沿岸を中心に最大1m以上の浸水が想定され、2階が浸水する程度の浸水深3m以上の区域も、浜松町駅、品川駅周辺に一部みられます。また、浜松町駅周辺、芝浦ふ頭の一部に高潮による浸水継続時間が1週間以上の区域がみられます。

【課題】

- 古川の地下調節池の整備等、自然災害の激甚化に対応する基盤の強化は進められていますが、未整備の護岸があり、想定最大規模の降雨により広く浸水するおそれがあります。



古川の護岸整備状況（平成 29（2017）年度末時点）

出典：「渋谷川・古川 河川整備計画」（東京都，平成 31（2019）年 4 月）

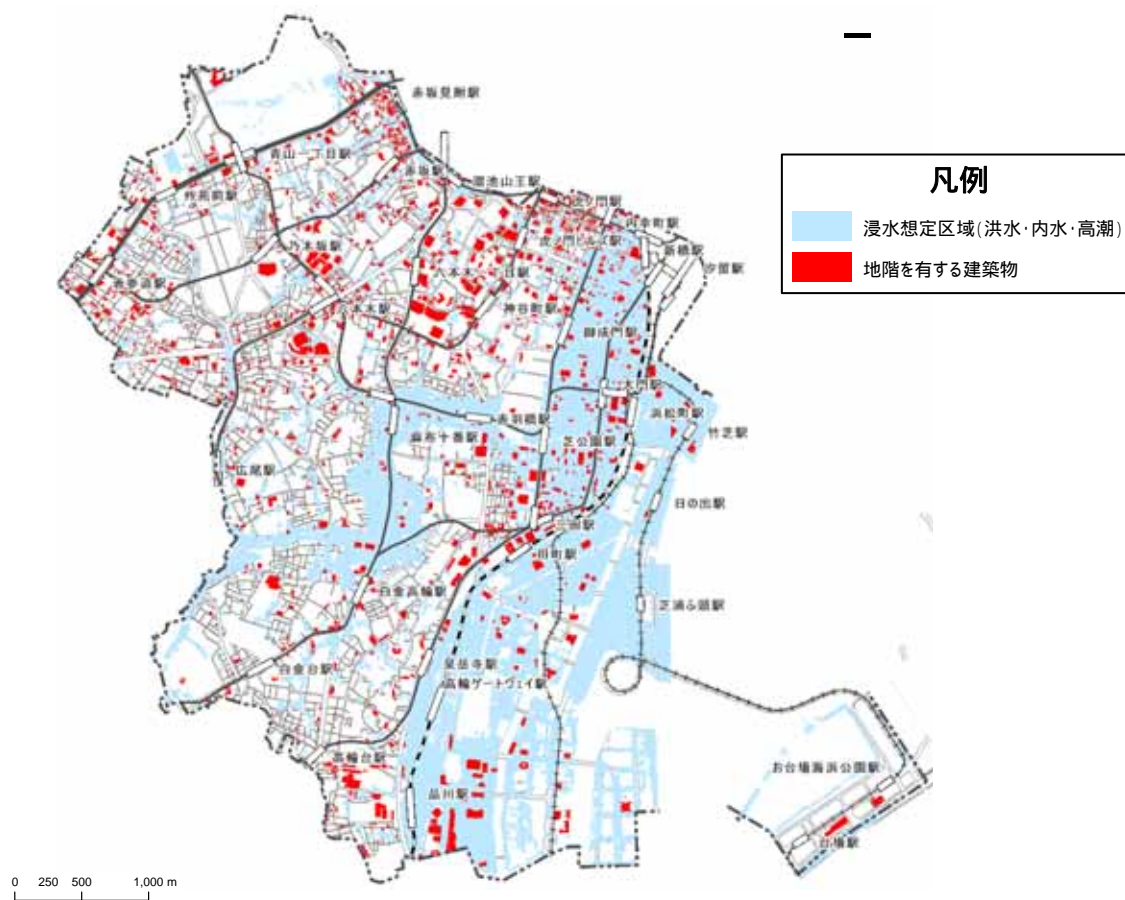
地下空間

【現況】

- ・地階を有する建築物が区内に約 1,900 棟あり、そのうち約 900 棟が浸水想定区域内に立地しています。また、電気設備等が地下に存在する建築物がみられます。
- ・地下駅は区内に 26 あり、そのうち 15 は浸水想定区域内に立地しています。

【課題】

- ・アンケートの結果、住宅・企業とも止水板の設置等の止水対策は進んでいない状況であり、地下空間では、わずかな浸水でも浸水の際に地下に水が流れ込み、停電や断水につながるおそれがあります。



※「港区の土地利用」(港区, 令和 5 (2023)年 3 月) 等より作成
背景図は「東京都縮尺 1/2, 500 地形図」(令和 3 (2021) 年)

がけ崩れ

【現況】

- ・起伏の大きい区西部では、東京都により 23 区内最多の 208 か所の土砂災害警戒区域、141 か所の土砂災害特別警戒区域が指定されています。

【課題】

- ・起伏の大きい区西部では、豪雨による土砂災害のおそれがあります。

※土砂災害警戒区域等の位置図については P30 参照

弱み③ ヒトやモノが多く集積することによる被害拡大

帰宅困難者の発生

【現況】

- ・都の地震被害想定（R4）によると大規模な地震発生時には約 53.1 万人の交通途絶による帰宅困難者（徒歩での帰宅が困難な滞留者）の発生が想定されています。

【課題】

- ・土地利用の高度利用化により多くの都市機能が集積しているがゆえに、ひとたび停電や断水等、ライフラインの寸断が発生すると大きな被害や混乱が生じるおそれがあります。
- ・一部の地域では一時滞在施設が不足しているため、帰宅困難者の誘導に際し、混乱が発生するおそれがあります。

従業員等の一斉帰宅

【現況】

- ・区内在勤者向けアンケートの結果、災害時の自社での取組として、「従業員の一斉帰宅の抑止」、「来訪者等を自社で収容」との回答は 10%～20%程度に留まり、企業の一斉帰宅の防止が徹底されていない状況がみられます。

【課題】

- ・従業員の一斉帰宅等を抑止できないおそれがあります。

高層住宅

【現況】

- ・区内には約 6,000 棟の高層建築物（6 階建て以上）が立地しています。

【課題】

- ・高層マンションでは、マンション特有の上層階での揺れの増幅、エレベーターの停止、ライフラインの停止等の被害が発生するおそれがあります。

外国人

【現況】

- ・区内には多くの外国人が居住しており、総人口に占める外国人の割合は各地区において約6～12%となっています。

【課題】

- ・外国人は言葉や文化等の違いから、円滑に避難できないおそれがあります。

	総人口	外国人数	総人口に対する 外国人数の割合
芝地区	42,734	3,209	7.5%
麻布地区	60,768	7,359	12.1%
赤坂地区	38,148	2,971	7.8%
高輪地区	65,168	3,605	5.5%
芝浦港南地区	59,814	4,514	7.5%
港区全体	266,632	21,658	8.1%

地区別の外国人数

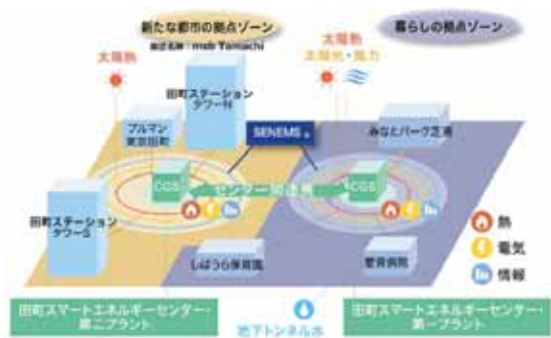
※「港区世帯人口調査表 R6.3.1 現在」より作成

(5) 港区の防災街づくりにおける主な強み

防災街づくりの課題を抱えている一方で、港区の現状から、以下のような強みもみられます。課題の解決にあたっては、これらの強みを生かしていくことが重要です。

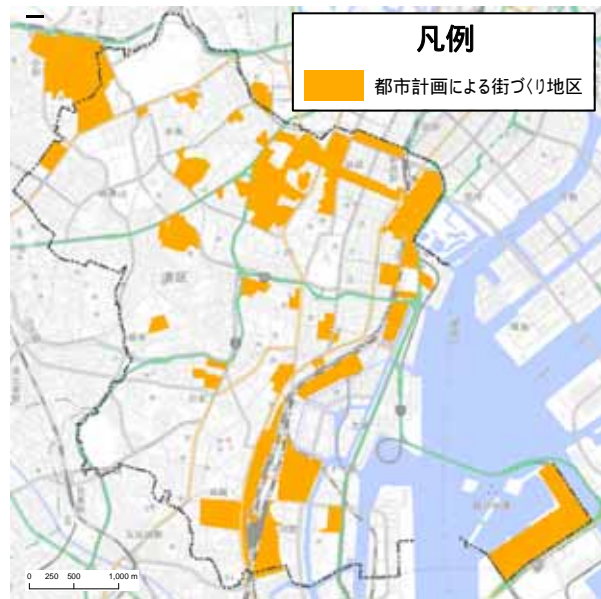
強み① 災害に強い基盤や建物の整備が進んでいる

- ・区内の多くの地域では、道路整備や無電柱化、地下調節池等、都市基盤の整備が進んでおり、港区の都市計画道路の完成率、無電柱化率は23区平均よりも高くなっています。また、区内では今後も様々な大規模開発が想定され、それらを契機に避難スペースや備蓄、自家発電等の確保を誘導することで、周辺地域を含めた防災力を高めることが可能です。
- ・開発諸制度を活用する大規模な開発計画等を契機に、停電時にもエネルギー利用が可能なコージェネレーションシステム（コジェネ）や地域冷暖房（DHC）を導入する地区がみられます。
- ・田町駅東口北地区では、EMS（エネルギーマネジメントシステム）を活用して、街区をまたいでエネルギーの利用と供給を最適化するとともに、熱や電気の融通を可能にするバックアップ体制を構築しています。



田町駅東口北地区の取組とスマートエネルギーネットワークの概念

出典：「港区低炭素まちづくり計画」（港区、令和3（2021）年6月）



都市計画による街づくり地区

※「港区の街づくり（令和5年度（2023年度）版）」を基に現況を反映して作成



コージェネレーションシステムの導入地区

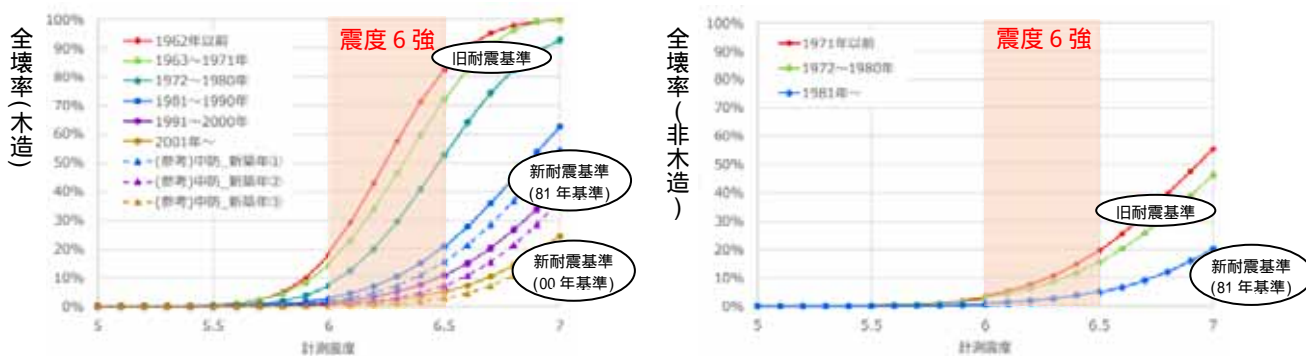
※各事業所HPより作成（都市開発諸制度及び都市再生特別地区を活用する地区内等にコジェネ・DHCを導入している施設がある地区を表示）



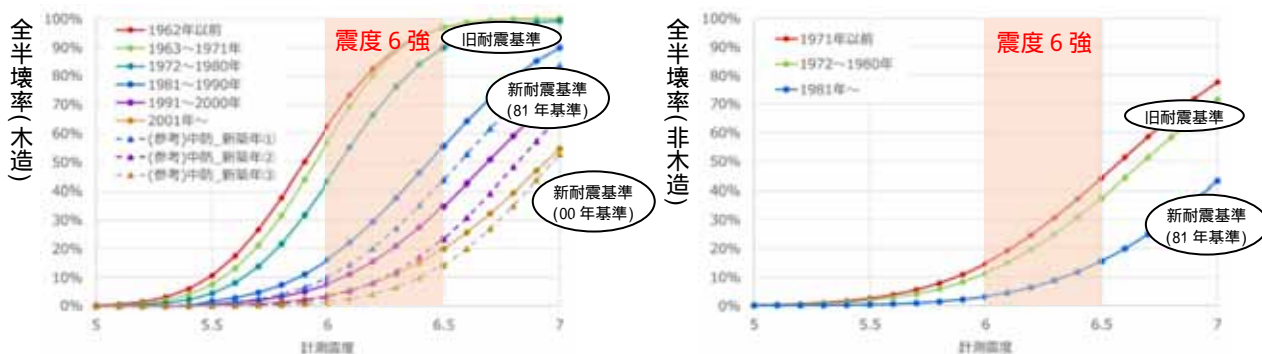
地域冷暖房（DHC）の導入地区

背景図は地理院地図

- ・建築物の耐震化や不燃化率も比較的高く、個々の建替えや大規模開発等により防災力の向上が図られてきました。
- ・区民の約9割はマンションに居住しています。一般に非木造構造であるマンションは耐震性が高く、昭和56（1981）年6月以降に建築確認を受け、新耐震基準を満たしていれば、震度6強でも全壊率は0～5%程度と想定され、倒壊のおそれはほとんどないとされています。大規模地震発生後でも、十分な準備をして自宅に住み続けられるのであれば、避難所への避難の必要は必ずしもなく、在宅避難が可能です。



揺れによる全壊率曲線（左図：木造、右図：非木造）

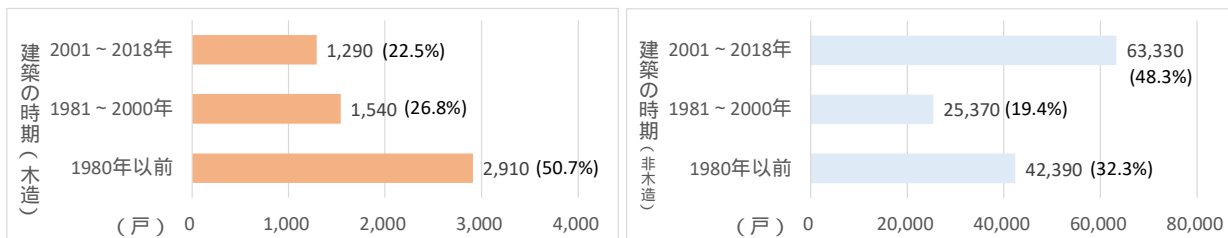


揺れによる全半壊率曲線（左図：木造、右図：非木造）

※「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，令和4（2022）年5月）より作成

※全壊：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの

※半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの



区内の建築の時期・構造別住宅戸数

※「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省，令和元（2019）年）より作成

強み② 東京23区内のなかでも災害に強い

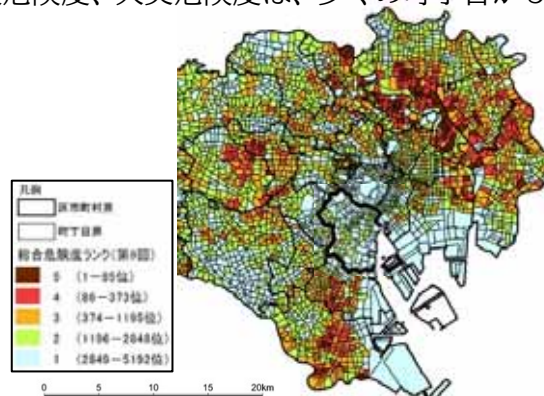
【地震】

- 区内の人口の半数程度が「地区内残留地区」（大規模な延焼火災のおそれがなく、火災からの避難を要しない区域）に居住し、火災からの避難を要する地区においても、区内には緑地・空地が多く、避難距離が短く十分な収容人数を確保した避難場所があります。
- 区内に「木造住宅密集地域」（震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している地域）はありません。また、建替え等による耐震化・不燃化の促進、細街路の拡幅事業等の進行、都市計画道路の整備による延焼遮断帯の形成等により、東京都による「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」では区内の建物倒壊危険度、火災危険度は、多くの町丁目が5段階中最も低い「1」となっています。



平成 29（2017）年延焼遮断帯の形成状況

出典：「防災都市づくり推進計画」（東京都，令和 2（2020）年 3 月）



総合危険度（広域）



建物倒壊危険度

火災危険度

総合危険度

地域危険度	1	2	3	4	5
建物倒壊危険度	74	34	8	1	0
火災危険度	103	14	0	0	0
総合危険度	78	35	4	0	0

各危険度の区内の町丁目数

各危険度の概要

	概要
建物倒壊危険度	建物倒壊の危険性（単位面積当たりの建物倒壊棟数を相対評価）
火災危険度	火災の発生による延焼の危険性（単位面積当たりの全焼棟数を相対評価）
総合危険度	上記 2 指標を合算し、災害時活動困難係数を乗じて総合化し相対評価

危険度ランクのイメージ



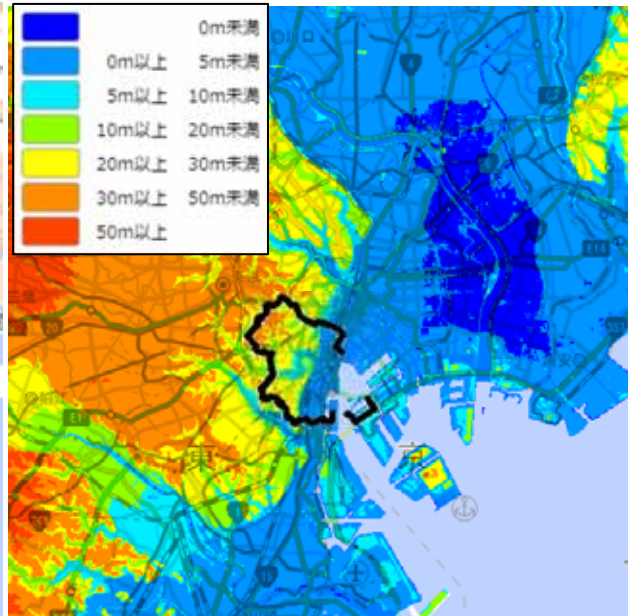
（注）危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合があります。

※「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（東京都，令和 4（2022）年 9 月）より作成

【風水害】

- 区内には、河川や内水の氾濫、高潮により浸水が想定されている区域がありますが、浸水深は大部分で3m未満（概ね1階のみ浸水）であること、多くの高層建築物が広く分布し垂直避難が可能であることから、水平避難の必要性は低いと考えられます。また、区内にゼロメートル地帯はなく、浸水継続時間は大部分で24時間未満であり、長期にわたる孤立は想定されていません。
- 区内では、最大75mm/hの降雨を対象にした河川堤防、下水道整備等が行われており、主要な施設として古川地下調節池が整備されています。

凡例【最大浸水深】



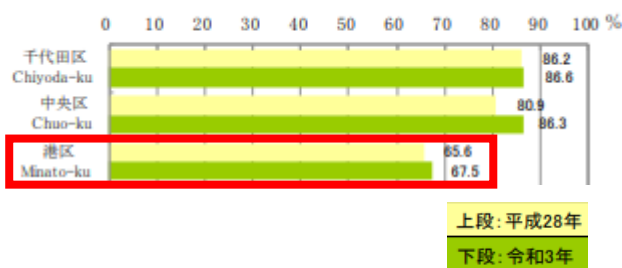
洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：国土交通省ハザードマップポータル

標高

出典：国土地理院 HP「地理院地図」標高

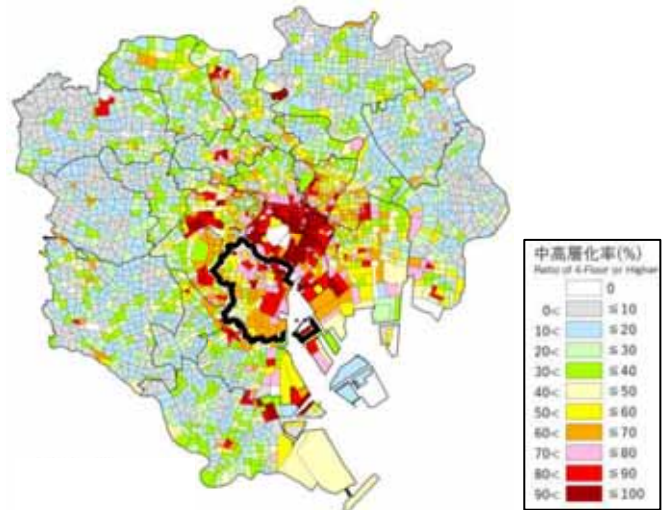
中高層化率(区別)



中高層化率*が高い上位3区

※中高層化率：全建物に対する4階以上の階を有する建物の割合（建築面積ベース）

出典：「東京の土地利用 令和3年東京都区部」（東京都，令和5（2023）年3月）



中高層化率図

強み③ 多様な施設や企業と連携した防災力強化が期待できる

- ・区内の都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」内では、避難スペースや備蓄、自家発電の確保等を定めた「都市再生安全確保計画」が作成され、民間においても積極的な防災対策推進の気運が醸成されています。
- ・区内では複数のエリアマネジメント団体が活動し、災害時でも都市機能を維持・継続するため、DXを活用した被害情報、混雑情報等の情報共有、帰宅困難者向けの情報発信等を進めている事例がみられます。
- ・区内には、病院、大学等災害活動への貢献が期待できる施設が数多く立地しています。一部の施設では災害時の協力について区と協定を締結しています。
- ・国内の大使館の約半数が港区にあり、多くのグローバル企業や先端企業が立地しており、防災性の高さも優れているほか、それぞれの持つ先端技術との連携にも期待できます。
- ・このように多様な主体と連携しながら、将来を見据えた防災街づくりに取り組んでいくことができます。



都市再生安全確保計画を作成している3地区

※区内の各都市再生安全確保計画より作成
(単位:百万円/人、%、件)



病院の分布図

※国土数値情報「医療機関」(令和2(2020)年度)より作成
(単位:%)

ビジネスの活力				
順位	労働生産性	創業比率	特許取得件数	
1位	千代田区 31.9	渋谷区 14.9	千代田区	372,235
2位	中央区 18.5	港区 9.2	港区	346,680
3位	港区 15.3	新宿区 9.0	中央区	129,485
4位	渋谷区 13.1	中央区 7.9	大田区	119,287
5位	品川区 12.9	豊島区 7.3	新宿区	94,633
6位	新宿区 11.7	品川区 6.8	品川区	75,072
7位	目黒区 10.6	千代田区 6.6	渋谷区	56,632
8位	江東区 10.2	目黒区 6.3	江東区	46,045
9位	中野区 10.1	江東区 6.1	台東区	28,478
10位	文京区 9.9	世田谷区 6.1	板橋区	18,268

人材の多様性				
順位	女性就業者割合	外国人就業者割合	高齢者就業者割合	
1位	渋谷区 46.9	新宿区 6.2	台東区	17.5
2位	中央区 46.5	港区 4.8	足立区	15.8
3位	目黒区 46.5	荒川区 4.6	荒川区	15.1
4位	文京区 46.3	豊島区 4.4	北区	14.9
5位	杉並区 46.0	台東区 4.2	千代田区	14.7
6位	世田谷区 45.7	北区 3.0	葛飾区	14.6
7位	港区 45.7	江東区 3.0	墨田区	14.5
8位	新宿区 45.2	渋谷区 2.5	新宿区	13.4
9位	品川区 45.0	江戸川区 2.5	港区	13.0
10位	板橋区 44.6	足立区 2.4	渋谷区	13.0

※労働生産性 : 各民営事業所における従業員一人当たりの付加価値額(企業が事業活動によって生み出した価値を数値で表したものを)を表したもの

※創業比率 : ある特定の期間において、「新設事業所(又は企業)を年平均にならした数」の「期首において既に存在していた事業所(又は企業)」に対する割合

東京23区における各産業指標ランキング

出典:「第4次港区産業振興プラン」(港区, 令和3(2021)年3月)

区内の都市再生安全確保計画

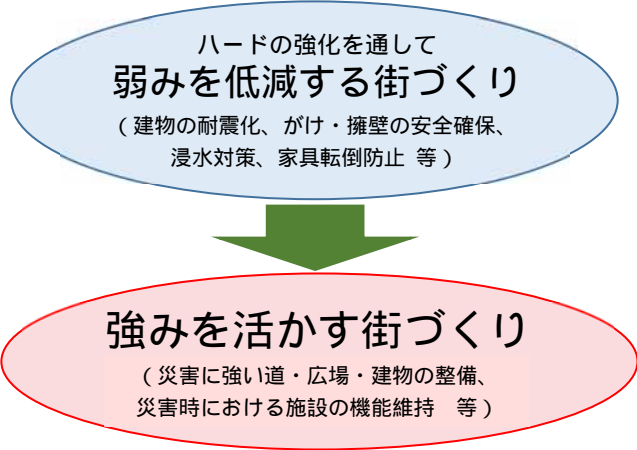


第3章 防災街づくりにおける新たな視点

現状と課題を踏まえ、3つの策定の視点を示します。

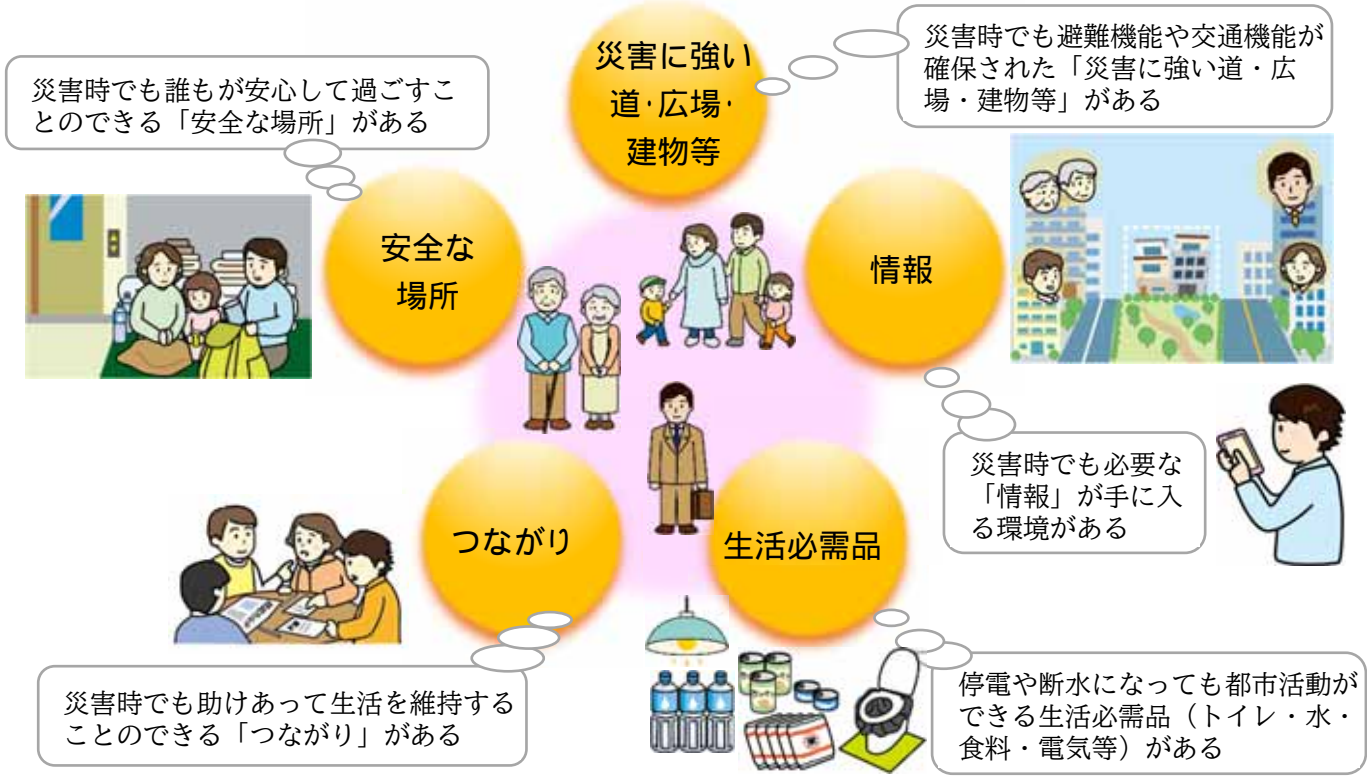
(1) 「弱みを低減する」に加えて「強みを活かす」街づくりへ

従来の指針では、「弱み」(耐震性の低い建物等)を低減して「強い」街を形成する(マイナスをゼロに近づける)ことに重点をおいていました。新たな指針では、さらに「強み」(災害に強い基盤等)を強化・拡大することで、港区ならではのプラスの資源を活かした防災街づくりを展開します。



(2) 安全につながる防災資源の充実と地域への貢献

普段の日常生活や建物の更新時(大規模な開発や個別建物の建替え)等に、安全につながる防災資源(施設、設備、物資、組織等)をできるだけ充実させることが重要です。さらに、これらの防災資源が地域に貢献されることで、災害時でも自立し、回復力の高い街の実現を目指します。



防災資源のイメージ

安全につながる防災資源の充実と地域への貢献のイメージ

【災害に強い道・広場・建物等】

細街路の解消、避難可能な広場の整備、老朽建築物の更新により、周辺地区も安全性が向上。



赤坂九丁目北地区
(開発前)

赤坂九丁目北地区
(開発後)



細街路拡幅前

細街路拡幅後

【情報】

災害時に必要な情報（地域の被害情報、避難先に関する情報、鉄道運行情報、ライフライン被害情報等）が入手可能。



デジタルサイネージ
(虎ノ門ヒルズビジネスタワー前)

【生活必需品（電気）】

停電時でも、避難所や福祉施設等の照明、エアコン、携帯電話等に電気が供給されることで、生活や業務の継続が可能。



電気の提供

出典：「災害時における電動車の活用促進マニュアル」
(経済産業省等，令和4（2022）年）

【生活必需品（トイレ・水・食料等）】

トイレ・水・食料等を備蓄、提供されることで、生活や業務の継続が可能。



防災備蓄品

出典：「平成22年度広報誌 ぼうさい9月号（第59号）」
(内閣府，平成22（2010）年9月）

【つながり・安全な場所】

災害時に困っている人に手助けするとともに、誰もが安心して過ごすことのできる「居場所」を提供。



要配慮者への支援

出典：港区 HP



空きスペースの提供

(3) 防災街づくりを加速させる、新たな社会ニーズ

防災を単独領域としてではなく、日常の取組、他の地域課題と合わせて総合的に考えることで、防災の持続性を高め、結果的に防災の取組を促進させることが重要です。このため、社会情勢の変化や上位・関連計画を踏まえ、脱炭素・持続可能・DX等、新たな社会ニーズを盛り込み、防災の守備範囲を広げ、防災街づくりを加速させます。

持続可能な街づくり

～SDGsでも掲げられている経済と環境が両立した「持続可能な社会」の実現に向けた街づくり～



出典：環境省 HP

脱炭素街づくり

～2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す街づくり～



出典：環境省 HP（脱炭素ポータル）

DXを活用する街づくり

～ICTを活用して、人々の生活のあらゆる面がより良い方向に向かう街づくり～



出典：国土交通省 HP（PLATEAU）

新たな生活様式

～日常生活と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を両立する生活様式～



出典：厚生労働省 HP

エリアマネジメント

～地域の良好な環境や価値を維持・向上させるための、区民・事業主・地権者等による主体的な取組～



出典：国土交通省「民間空地等の多様な利活用に関する事例集」

※各種施策と（1）～（3）の各視点との関係はP119～120「施策と新たな視点、基本方針との関係」を参照

第4章 防災街づくりの基本理念

防災街づくりの現状と課題、防災街づくりにおける新たな視点等を踏まえ、基本理念は次のとおりとします。

みんなであつろう！

災害を乗り越えることができるまち、港区

港区は、多くの区民の生活の場であるとともに、首都東京の中核機能の一翼を担うため、大規模な災害が発生しても、被害を最小限にとどめる災害に「強い」街、都市機能を継続・早期復旧することができる「回復力のある」街を形成することが不可欠です。

そのために、区は、区民、事業者の方とともに、区民等の生命・財産を守る防災対策は着実に進めながら、災害時でも都市機能、生活機能を維持するための対策を進めることで、災害時でも支え合いながら誰もが自立して生活や事業を継続できる建物・地域・まちを形成していきます。そして、災害時でも人々の多様性に配慮して、誰もが優しくされ、人とのつながりを保ちつつ、できるだけ不安のない生活が送れるよう、協力して災害を乗り越えることができるまちを目指します。

第5章 防災街づくりの基本方針・施策

(1) 防災街づくりの基本方針

基本理念に沿って、「災害を乗り越えることができるまち」を実現するため、以下のとおり3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 被害を軽減し、区民等の生命・財産を守ることで、住み続けられる強い街を形成

防災街づくりの基礎となる取組として、自然の多様な機能を活用するグリーンインフラも取り入れ、頻発化・激甚化する災害にも対応できる道路や公園等の住み続けるための都市基盤の整備や維持管理、建物の耐震化等の施策を強化し、誰もがより安心できる災害に「強い」街の形成を推進します。

また、都市機能が高度に集積し、高層建築物や地下空間が多く存在する港区特有の課題への対応も図ります。

さらに、被災した区民等が安心して避難生活を送ることができるよう、避難関連施設の安全確保や機能向上を図ります。

施策の方向性

- 1 地震、風水害時に被害を低減する都市基盤の強化
- 2 地震、風水害時に被害を低減する建物の整備促進
- 3 安全な避難関連施設の確保と機能向上

基本方針2 災害後も都市活動を継続・早期復旧できる回復力のある街を形成

被害を軽減し、最小限にとどめながら（基本方針1）、災害が発生しても区民や事業者が混乱することなく、また、人々の多様性に配慮し、誰もが優しくされ、できるだけ不安のない生活を守れることが重要です。そのため、多様な施設や企業等との連携といった港区の強みを活かし、様々な都市の機能を継続・早期復旧することのできる「回復力のある」街を目指し、「災害時でも支え合うことで誰もが自立して生活や事業を継続できる建物・地域・まち」の形成を推進します。

災害時にも都市機能・生活機能を維持して自立するため、生活必需品（トイレ、水、食料、電気等）や情報システム等が確保され、地域の助け合いを促進するとともに、脱炭素社会を目指した持続可能なまちづくりに向け、防災にも役立つ取組を推進します。

施策の方向性

- 1 在宅避難の促進
- 2 事業継続への支援
- 3 地域と企業等が一体となったエリア防災の促進

基本方針3 街や建物の更新を契機とした防災力の高い街を形成

平常時の街や建物の更新の機会をとらえ、地域の防災力を向上する取組を推進します。

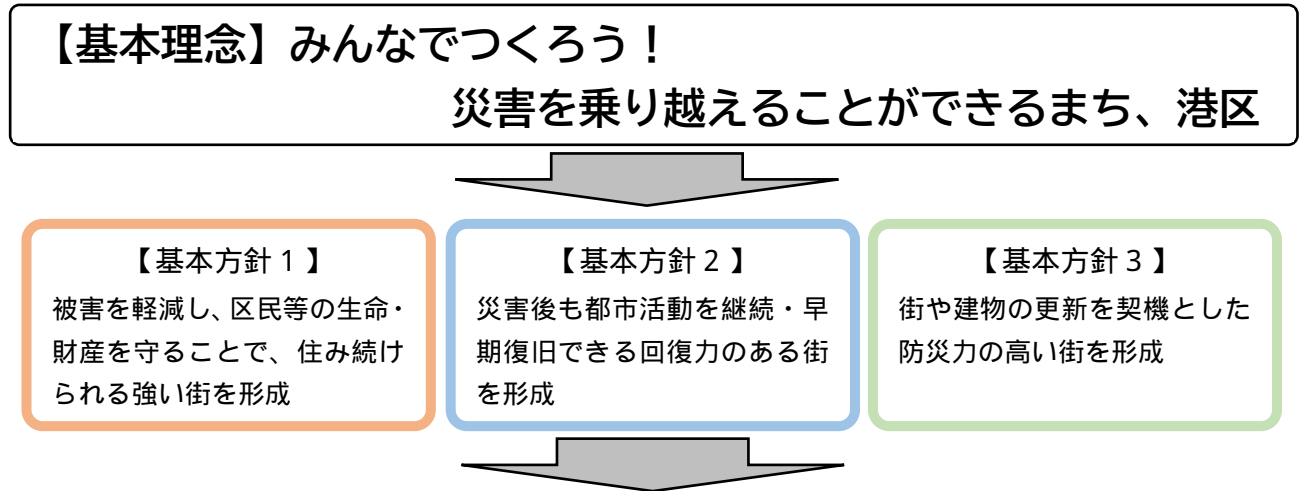
また、大規模な事業者が中心となり、災害時でも生活必需品（トイレ、水、食料、電気等）、エネルギー、情報、オープンスペース、人手等が確保でき、周辺地域にも貢献できる「防災拠点」の形成を促進します。さらに、事業者や地域が周辺住民や帰宅困難者等にこれらを提供できるよう、安全につながる防災資源の充実を促進します。

施策の方向性

- 1 民間活力による地域防災力の向上
- 2 防災拠点の形成
- 3 安全につながる防災資源の充実

(2) 防災街づくりの施策

基本理念や3つの基本方針を踏まえ、施策の具体的な内容を示します。なお、前回の指針（平成25（2013）年3月）公表後の新たな施策については【新規】と表示します。



施策の分類	
地震対策	道路機能の確保   方針1 方針2 方針3
	延焼遮断帯の形成・オープンスペースの整備  方針1 方針2 方針3
	建築物の耐震化・不燃化   方針1 方針2 方針3
	高層建築物等の防災対策    方針1 方針2 方針3
	在宅避難の促進  方針1 方針2 方針3
	帰宅困難者対策   方針2 方針3
風水害対策	堤防・防潮堤・下水道施設等の整備   方針1
	雨水浸透・貯留施設設置等の推進  方針1 方針2 方針3
	浸水対策   方針1 方針2 方針3
共通	がけ・擁壁・ブロック塀の安全確保  方針1 方針3
	施設・エリアの機能維持   方針1 方針2 方針3
	避難関連施設の安全確保・機能維持   方針1 方針2 方針3
	共助の推進   方針2 方針3
	災害時の情報収集・提供   方針1 方針2 方針3

●地震対策



道路機能の確保

【背景】

道路は、通行機能のほかインフラ施設の収容空間、災害時の避難・延焼防止・救護活動の空間及び都市景観を創造する環境空間等、多様な機能を担っています。災害時に道路機能を発揮するためには、道路本体の計画的な整備、保全是もとより、電線類の地中化や沿道建築物の耐震化により倒壊を防止することで、道路閉塞を発生させないことが重要です。

また、細街路（道路幅員が4 m未満の狭い道路）では、災害時の避難、延焼防止、救急活動を行う上で十分な幅員がないことから、拡幅整備を継続して推進していくことが重要です。

ア 避難や人命救助、物資輸送等の災害時応急対策を円滑に実施できるよう、未整備の都市計画道路の整備を推進します。[方針1](#) [方針2](#)

イ 平時から道路の空洞調査等を実施し、安全確保を図るとともに、アプリを用いた道路通報システムやAIによる道路損傷検出システムを導入し、道路の維持管理の強化を図ります。

[方針1](#) [方針2](#) 【新規】

ウ 建物倒壊による道路閉塞を防止し、災害時にも通行機能を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を重点的に促進します。[方針1](#) [方針2](#)

エ 落橋等による通行障害を防ぐため、橋りょうについて、落橋防止装置のほか、老朽化した橋りょうの架替えや耐震補強工事を計画的に行います。[方針1](#) [方針2](#)

オ 電柱倒壊による通行障害や電線切断による電気・通信の途絶を防ぐため、無電柱化の優先整備地域及び優先整備路線を中心に無電柱化を推進します。[方針1](#) [方針2](#)

カ 円滑な災害応急対応や延焼防止のための細街路の解消について、建替えの機を捉えて促進します。[方針1](#) [方針2](#) [方針3](#)

キ 大規模開発事業の際は、老朽建物の更新等と合わせ、道路・公園等の公共施設の整備、都市機能の導入等一体的な再編整備を誘導します。[方針3](#)



無電柱化した事例（浜松町二丁目）

出典：港区 HP「白金高輪駅東部地区まちづくり構想」



建物倒壊による道路閉塞のイメージ

出典：東京都 HP「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」

関連計画等

港区道路施設維持管理計画 イ・エ

港区耐震改修促進計画 ウ

港区無電柱化推進計画 オ

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



延焼遮断帯の形成・オープンスペースの整備

【背景】

大規模な延焼防止のため、都市計画道路を中心として、河川、鉄道等からなる延焼遮断帯の形成が必要です。また、災害時の円滑な避難や応急活動、延焼防止等のため、事業者と連携して大規模開発等の機会を捉え、オープンスペースの確保が重要です。

- ア 地震による大規模火災の拡大を防止するため、都市計画道路の整備や沿道建築物の不燃化・耐震化等により、引き続き延焼遮断帯の形成を推進します。[方針1](#) [方針2](#) [方針3](#)
- イ 避難や救援、復旧・復興活動の場となる公園等を整備・拡充し、防災機能の強化を図ります。[方針1](#)
- ウ 大規模開発の際に、オープンスペースの整備を誘導します。[方針3](#)



延焼遮断帯の整備イメージ

出典：「防災都市づくり推進計画」（東京都，令和2（2020）年3月）



再開発に伴うオープンスペースの整備

出典：森ビル株式会社 HP 「逃げ出す街」から「逃げ込める街」へ 森ビルの総合震災対策

関連計画等

港区緑と水の総合計画 イ・ウ

港区低炭素まちづくり計画 イ

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



建築物の耐震化・不燃化



【背景】

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災による直接的な犠牲者の約9割が住宅・建築物の倒壊等であった教訓を踏まえ、同年に「耐震改修促進法」が制定され、区も建築物の耐震化に取り組んできました。区有施設の耐震化率は100%に達していますが、住宅をはじめ民間施設の耐震化率は90%程度となっていることから、引き続き建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する必要があります。また、個別の建替えや再開発等を契機に不燃化を促進していくことが重要です。

ア 区民の生命・財産を守り、地震発生後も建物機能の維持を図るため、耐震アドバイザーの派遣、耐震診断や改修工事の助成により建築物の耐震化を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

イ 昭和56（1981）年基準以前の建築物に対する耐震診断や改修工事等への助成に加え、より被害を少なくするため平成12（2000）年以前の木造建築物の耐震診断や改修工事へも助成します。[方針1](#) [方針2](#) 【新規】

ウ 建築物が耐震化されても、家具転倒や看板の落下、窓ガラスの飛散による被害が考えられるため、これらへの対策を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

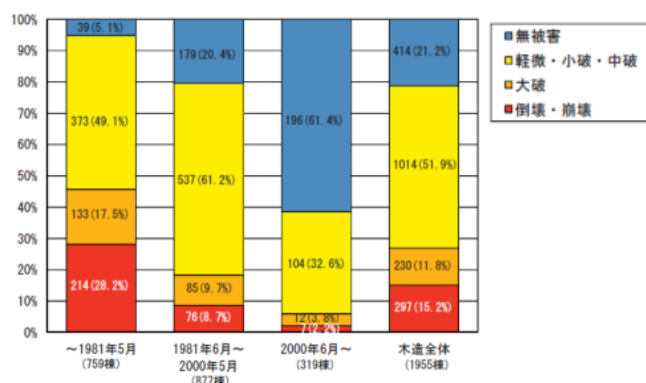
エ 液状化の可能性が高い地域において、建築物新築時等の液状化対策を促進します。

[方針1](#) [方針2](#)

オ 円滑な初期消火の促進のため、消火用水槽の設置を推進します。[方針1](#) [方針3](#)



耐震化のイメージ



熊本地震における木造住宅の被害状況

出典：「ビル・マンションの耐震化読本」（東京都）

出典：「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書」

昭和25（1950）年 建築基準法制定	昭和56（1981）年 建築基準法改正	平成12（2000）年 建築基準法改正
旧耐震基準の住宅 耐震性に乏しく大地震時（震度6程度）の危険性が高い	新耐震基準の住宅 新耐震基準であるが、平成12（2000）年新基準を満たしていない要素がある	現行耐震基準の住宅 基礎形状、壁の配置バランス規定、柱の引き抜き対策等もなされている
大地震で倒壊する危険性が高い	要注意	おおむね安心

耐震基準（木造）の概要

関連計画等	
港区耐震改修促進計画 ア・イ・ウ・エ	港区住宅基本計画 ア・イ・ウ
※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認ください。	





【背景】

高層建築物は都心部や臨海部に集中し、区内にも多く建っています。高層建築物では地震等の災害が発生した場合、建築物は倒壊しなくても揺れが増幅されやすく大きく揺れることから、ライフラインやエレベーターの損傷や停止、家具類の転倒等、高層建築物特有の様々な問題が生じることが予想されるため、高層建築物等の防災対策が重要です。

ア 災害時においても建物機能の確保を図るため、新築時等に開発事業者に対して、備蓄用倉庫の設置、できるだけ広い共用スペースの確保、オープンスペースの確保、消火設備、照明等に関する非常用電源の設置や日常の点検、電気・熱をつくる自立分散型エネルギーの導入、受水槽の活用、エレベーターの安全確保等を促進します。[方針2](#) [方針3](#)

イ エレベーターの安全性を向上するため「港区エレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱」に基づき、安全装置等（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置、耐震対策）の改修工事費用を助成します。[方針2](#)【新規】

ウ 高層住宅内（6階以上かつ住戸数20戸以上）の防災設備が充実できるよう、共同住宅防災組織に対して防災資機材を助成します。[方針2](#)

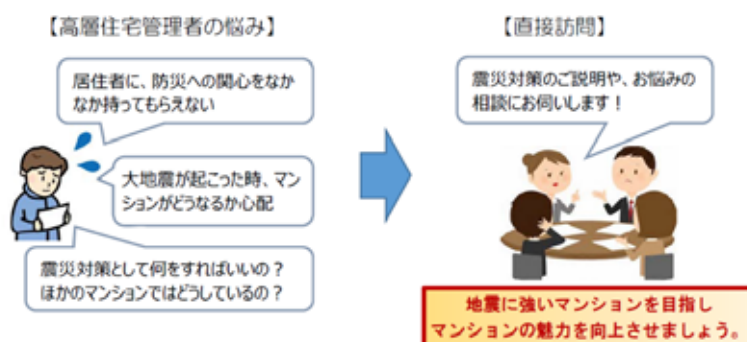
エ 共同住宅における自主防災組織の結成や防災計画策定、防災知識の普及啓発のための講演会等を実施したい場合、防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。[方針2](#)【新規】

オ 港区マンション管理適正化推進計画に基づき、管理組合の運営、修繕、防災対策の実施等の基準を満たすマンションを「みなと認定マンション」等に認定します。[方針1](#) [方針2](#)【新規】

カ 国や都の長周期地震動対策に関する研究動向を注視し、高層建築物利用者の安全を図るため、区民や民間事業者により家具転倒防止や窓ガラスの飛散防止、制震装置の設置、建物構造の安全確認体制の確保、屋外退去も想定した地上への避難方法の検討等を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

【具体的な高層建築物特有の課題への対応】

- ・水・食料・携帯トイレ等生活必需品の備蓄
- ・家具転倒防止
- ・自立分散型エネルギーの導入
- ・受水槽・高架水槽の活用
- ・エレベーター内での閉じ込め対策



高層住宅の直接訪問のイメージ

出典：港区 HP

関連計画等

港区耐震改修促進計画 イ・カ

港区マンション管理適正化推進計画 オ

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認ください。





【背景】

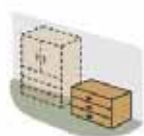
不燃化が進み、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区内残留地区は、区内で大半を占めています。また、一般に非木造構造であるマンションは、耐震性が高いため大地震発生時でも倒壊のおそれがほとんどありません。そのため、耐震性のある住宅を中心に、在宅避難が可能な区民については、日頃から防災に対する十分な備えをしたうえで、住み慣れた自宅で生活を継続し、ライフライン等の復旧を待つことが重要です。

ア 「港区マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」の周知等により、耐震化や家具転倒防止のほか、水・食料・携帯トイレ等の生活必需品の備蓄、マンション内の協力体制の確立等を進め、災害時でも自宅生活をする在宅避難を促進します。[方針1](#) [方針2](#)

イ 災害時の電源として活用できる太陽光発電、蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）、EV（電気自動車）の普及を促進するとともに、V2L外部給電器やV2H充放電設備についても導入を促進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

※備蓄については、各家庭で備蓄するかマンションの共用部分で備蓄するか、マンションにより考え方が異なるため、マンションの状況に応じて柔軟に決める必要があります。

- 【命を守るため】
大型家具を置かない
または固定
- 【自宅で生活するため】
飲料水、食料品、
携帯トイレの備蓄
- 【マンションを守るため】
トイレに
水を流さない



在宅避難のイメージ



非常時等における EV からの電源確保

出典：（一社）次世代自動車振興センターHP



エネファームのイメージ

出典：（一社）日本ガス協会 HP

関連計画等	
港区低炭素まちづくり計画 イ	
※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。	



【背景】

港区は都心に位置し、中枢機能が集中するとともに幹線道路や鉄道が広域に張り巡らされ、昼間人口は約 97.3 万人（令和 2（2020）年時点）に達しています。東日本大震災では、震源から遠く離れた港区においても多数の帰宅困難者により、駅周辺、道路、避難所で大きな混乱が生じました。このため、地域特性を踏まえながら区内の主要な駅を中心に、事業者が主体となった組織づくり、活動への支援等が重要です。

- ア 都市再生安全確保計画区域の事業者や大規模開発事業者等による、帰宅困難者用の一時滞在施設、備蓄物資の保管場所、誘導要員等の確保を促進します。[方針 2](#) [方針 3](#)
- イ 都市再生安全確保計画や駅前滞留者対策推進協議会が対象とする地域において、事業者等（鉄道事業者を含む）が連携した帰宅困難者対策の実動訓練を促進するとともに、今後の街づくりへのフィードバックを検討します。[方針 2](#) [方針 3](#)
- ウ ICT を活用し、受入可能な一時滞在施設の情報をスマートフォンやまちなかに設置されたデジタルサイネージ等で確認できる仕組みづくりを促進します。[方針 2](#) [方針 3](#)【新規】
- エ 一斉帰宅による混乱防止のため、事業所の従業員等が自社待機できる環境整備を促進します。[方針 2](#)



六本木ヒルズの備蓄倉庫 東日本大震災時の備蓄品配布の様子

出典：森ビル株式会社 HP 「「逃げ出す街」から「逃げ込める街」へ森ビルの総合震災対策」



緊急情報と飲料を提供できる
デジタルサイネージ付き自動販売機

出典：港区 HP 「デジタルサイネージ」



一時滞在施設の場所、
受入れ可能人数等の情報
を駅前滞留者対策推進協議会内で共有

港区滞留者対策協議会連絡アプリ

●風水害対策

堤防・防潮堤・下水道施設等の整備



【背景】

港区は過去に集中豪雨や台風により浸水被害が発生しています。港区の東部には東京湾や運河に面する地域があり、また、東西に流れる古川もあることから、津波や高潮、集中豪雨にも耐え得る水害対策施設の整備が重要です。

ア 河川や内水の氾濫、高潮等による浸水被害を低減するため、都が実施する河川改修や堤防・防潮堤・下水道施設の整備を促進します。**方針1**

イ 集中豪雨時の事故防止、危険防止のため、下水の逆流によるマンホールの蓋開き防止対策を促進します。**方針1**【新規】



古川の護岸整備状況（古川橋上流側）

出典：東京都 HP「古川整備工事（その9）」



古川地下調節池

出典：「渋谷川・古川河川整備計画」（東京都，平成31（2019）年4月）



下水道の浸水対策

出典：東京都下水道局 HP「浸水ゼロ・安全・快適！下水道」



天王洲水門

出典：東京港湾事務所 HP「水門・排水機場」



マンホールからの吹き上がり

出典：北見市 HP「北見市の浸水対策（第61回下水道の日）」



マンホールの蓋開き防止対策

出典：国土交通省「荒川水系（埼玉ブロック）流域治水プロジェクト事例集」



雨水浸透・貯留施設設置等の推進

【背景】

近年は市街化の進展に伴い地表がコンクリート等で覆われることで、雨水の地下浸透が低下し、排水能力を超える大量の雨水が下水道や河川に直接流れ込むことで都市型水害の発生がみられます。堤防・防潮堤・下水道施設等の整備だけでなく、グリーンインフラとしてそれぞれの宅地においても雨水の流出を抑制する流域治水が重要です。

ア 浸水被害を低減するため、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」をもとに、一定規模以上の開発にあたっては雨水浸透・貯留を促進します。 **方針1** **方針3**

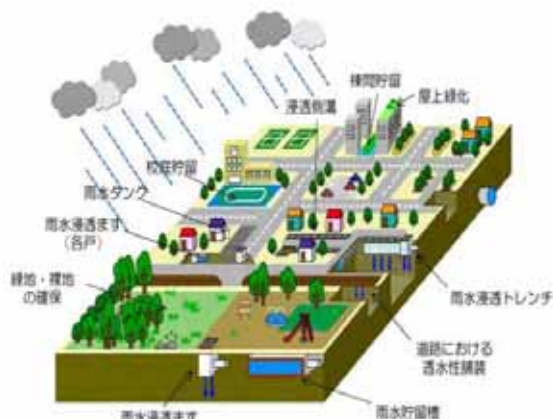
イ 貯留水について、災害時に生活用水として再利用する取組を促進します。 **方針2**

ウ 道路・公園等の公共施設を整備する際、透水性舗装や雨水浸透ますの整備を進めます。

方針1

エ 緑化計画書の提出制度に基づき、敷地面積が一定規模以上の建築計画に対して、緑化整備を指導します。 **方針1** **方針3**

オ 自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得られるグリーンインフラの整備を促進します。 **方針1** **方針3** 【新規】



雨水浸透対策のイメージ

出典：「東京都豪雨対策基本方針（改定）」
（東京都，平成26（2014）年6月）



区立芝公園の地下に設置された雨水貯水槽



グリーンインフラ

出典：「港区緑と水の総合計画」（港区，令和3（2021）年2月）



レインガーデン（雨水浸透緑地帯）

出典：東京ポータルシティ竹芝 HP

関連計画等

港区低炭素まちづくり計画 ア・エ

港区環境基本計画 ア・エ

港区緑と水の総合計画 イ・ウ・エ・オ

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



浸水対策



【背景】

浸水想定区域内にある建築物について、災害時も機能を維持する必要がある施設を中心に浸水対策の実施が重要です。また、区内には地下室のある建築物、地下通路や地下街等の地下空間も多くあることから、浸水対策が重要です。

ア 想定最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）等を対象として、区有施設の浸水対策（止水板の設置、重要設備の高所配置、逆流防止弁の設置等）を推進します。

方針1 方針2

イ 民間施設においても、想定最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）等を対象として、災害時の施設機能維持の必要性、過去の浸水状況等を勘案し、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」（国土交通省，令和2（2020）年）等を参考に、施設ごとの浸水対策を促進します。方針1 方針2

ウ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街の管理者等は、「避難確保・浸水防止計画」の作成が義務付けられていることから、浸水対策に向けこれらの計画の作成義務や報告等について周知します。方針1 方針2

エ 「みなとパーク芝浦」や竹芝地区のように、1階が浸水しても、2階以上の階層で機能を維持し、デッキで他の建築物や駅等とつながるような、浸水に強い街の形成を推進します。

方針1 方針2 方針3 【新規】

オ アンダーパス等の浸水しやすい場所での浸水状況の把握、浸水時の危険情報の提供を行います。方針2



重要設備

重要設備の高所配置

出典：国土交通省 HP「浸水被害防止に向けた取り組み事例集」



浸水しても施設機能維持可能なみなとパーク芝浦

出典：港区 HP



止水板（港区役所）



止水プレート

●共通

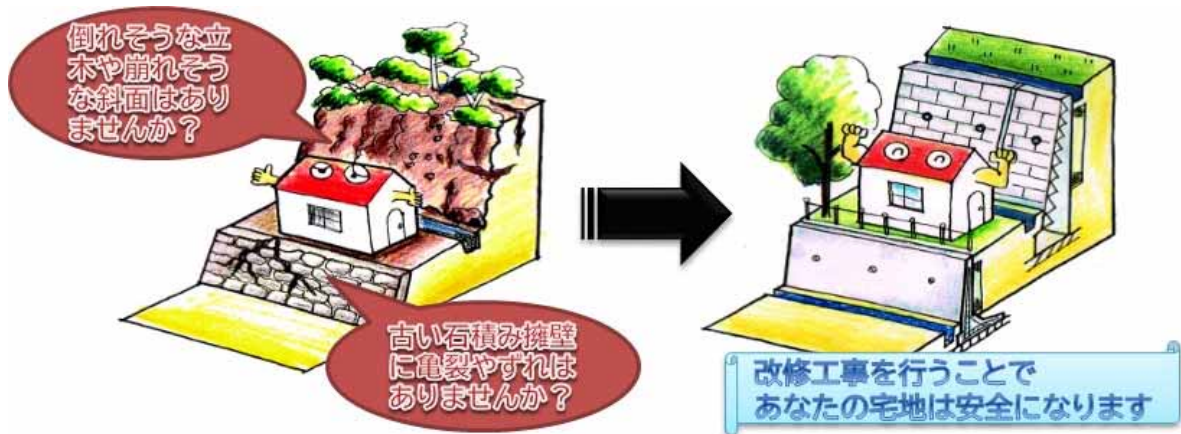
がけ・擁壁・ブロック塀の安全確保



【背景】

東京都による土砂災害防止法に基づく調査の結果、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定され、23区で最多（警戒区域：208か所、特別警戒区域：141か所）となっています。これらの区域や、5m未満のがけや擁壁等のある民有地について、がけ等の安全性の判断や改善方法等に関する基礎知識の向上、これらへの支援対策等が重要です。また、ブロック塀等の倒壊を防ぐため、安全点検等を行うことが重要です。

- ア がけ・擁壁の改修やブロック塀等の除却について、耐震アドバイザーの派遣や助成制度等により促進します。 方針1
- イ 「港区がけ・擁壁の安全ハンドブック」等により、定期的な点検と、危険な場合の改修について意識啓発をします。 方針1
- ウ 区が管理するがけ・擁壁・ブロック塀についても、定期的な点検と、危険な場合の改修を推進します。 方針1
- エ 土砂災害特別警戒区域においては、がけ・擁壁の改修により、区域の指定解除を促進します。 方針1 方針3 【新規】



がけ・擁壁の改修

出典：港区 HP「がけ・擁壁改修工事等支援事業」

関連計画等	
港区緑と水の総合計画	ア 港区耐震改修促進計画
港区環境基本計画	ア・イ 港区道路施設維持管理計画
※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。	



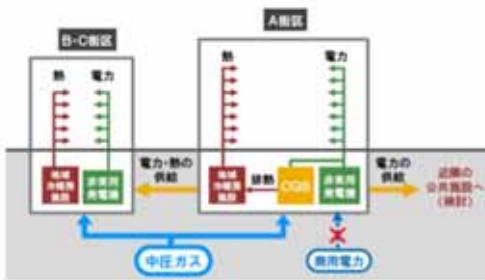
施設・エリアの機能維持



【背景】

施設機能を維持するためには、地震については停電や断水、家具・什器の散乱を防止し、水害については浸水を防止することが重要です。区有施設は、利用者が不特定多数で公共用途のため、全施設の機能を維持することが重要です。また、民間施設では、それぞれBCP等の防災計画に応じて機能維持の必要性を判断することが重要です。

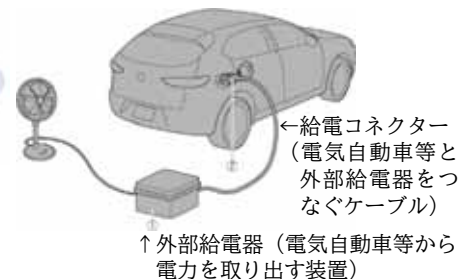
- ア 災害時にも民間施設の機能維持を図るため、家具転倒防止器具の取付のほか、非常用電源の設置や受水槽の活用等を促進します。[方針1](#) [方針2](#) [方針3](#)
- イ 災害時のエリアの機能維持を図るため、大規模開発事業等の際に整備される民間の防災拠点において、自立分散型エネルギー（コージェネレーションシステム、地域冷暖房等）の導入により、停電時の周辺地域への電気等の提供を促進します。[方針3](#)
- ウ 民間の防災拠点では、災害時に防災機能が有効に発揮できるよう、平常時から地域への情報発信や防災訓練の実施を行うよう促します。[方針3](#)
- エ 区有施設に配備される車両について、災害対応力の向上が期待できるEV（電気自動車）を導入するとともに、災害時の活用を検討します。[方針2](#)【新規】
- オ 災害時に特に電気を必要とする施設に電気を供給するため、区内事業者等と災害時のEV貸与に関する協定の締結を推進します。[方針2](#)【新規】
- カ 停電時に電気を確保できるよう、民間施設におけるEVの充電設備の設置を促進します。また、EVによる電力供給側と避難所等電気を必要とする側との給電のマッチング等について検討します。[方針2](#) [方針3](#)【新規】
- キ 上下水道・電気・ガス・通信等のライフライン途絶防止に向け、耐震化や液状化対策等の取組を促進します。[方針2](#)
- ク 災害時に電気が限られる中でも、都市機能・生活を継続するために、換気、採光等普段から省エネルギー化（低炭素）を促進します。[方針2](#) [方針3](#)【新規】
- ケ 企業活動の早期再開を目指し、企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援します。[方針2](#)【新規】



災害時のエネルギー等供給イメージ
(商用電力停止時)
出典：「都市再生特別地区（虎ノ門・麻布台地区）都市計画（素案）の概要」（森ビル株式会社）



災害時の電気自動車の貸与
出典：「港区環境基本計画」
(港区, 令和6(2024)年3月)



電気自動車の外部給電機能

※マツダ株式会社の著作物利用合意に基づき作成。他への転載、転用を一切禁じます。

関連計画等	
港区耐震改修促進計画	ア 港区低炭素まちづくり計画 イ・カ・ク
港区環境基本計画	オ・ク
※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。	





【背景】

安全な避難生活を維持するため、避難関連施設（区民避難所、福祉避難所、津波避難ビル、一時滞在施設、公園等）の整備や防災機能を向上することが重要です。

- ア 区民避難所の浸水対策を推進します。[方針1](#)
- イ 非常用食料や毛布等の生活必需品・医療防疫用資機材等を区内の防災備蓄倉庫等に備蓄します。また、避難生活の維持に資する設備（自家発電等）を導入します。[方針2](#)
- ウ 災害時の区民の利便性を図るため、公園等にマンホールトイレやかまどベンチ等を導入します。[方針1](#) [方針2](#)
- エ 津波による影響がある区域で開発を行う際は、津波避難ビルとしての役割を担うことのできるビルの整備を促進します。[方針3](#)【新規】
- オ 船着き場を活用して、物資輸送を検討します。[方針2](#)
- カ 避難を必要とする人を確実に受け入れられるように、都立施設や民間施設の活用による新たな避難所の確保に取り組みます。[方針1](#)【新規】



区内で民間初の津波避難ビル
 (東京ポートシティ竹芝オフィスタワー)
 出典：東京ポートシティ竹芝 HP

関連計画等

港区緑と水の総合計画 ウ・オ

港区総合交通計画 オ

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



【背景】

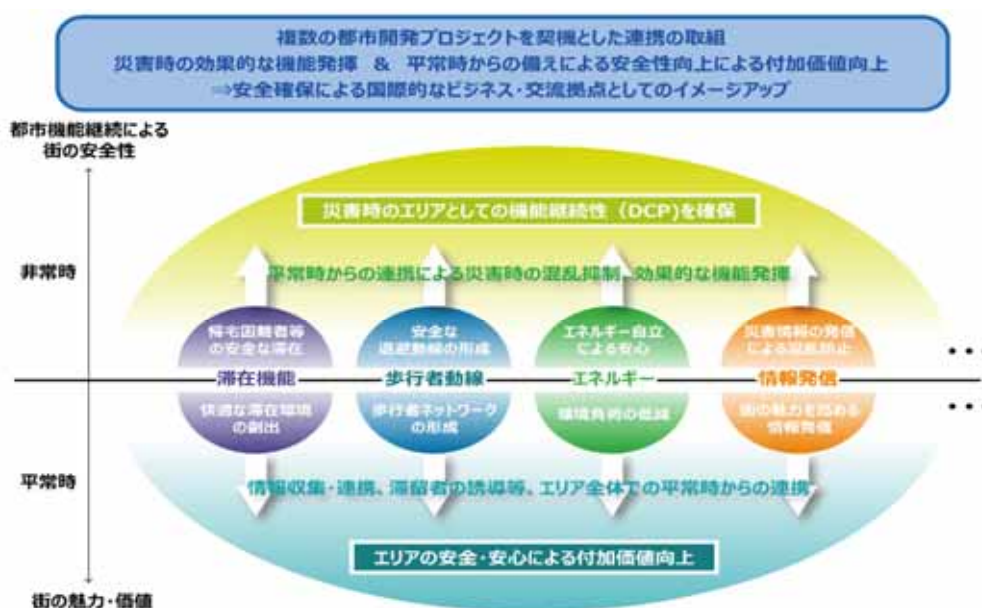
災害時は、地域の方々が互いに支え合い、力を結集して直面した課題に取り組むことが不可欠です。そのためには、近隣、建物内、同じ階層等で、日頃から挨拶をする等顔見知りになり、結束力を高めるような地域コミュニティの醸成が重要です。

ア コミュニティ形成に寄与するオープンスペースの整備や活用等を促進し、建物内あるいは近隣で、人手の提供、避難者・帰宅困難者等の受入れ、生活必需品の提供等それぞれが得意なもので協力できるような環境の形成を促進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

イ 大規模震災等の防災対策を、ハード・ソフト両面で推進するため、都市の再生と防災機能を確保するための「都市再生安全確保計画」の策定を推進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

ウ 災害時でも自立できる建物が増えるよう、地区防災計画作成の支援等に努め、ビル単位や街区単位での防災対策の取組や、事業者間が連携した取組を促進します。[方針2](#) [方針3](#) 【新規】

エ 地域の防災力を向上するため、防災アドバイザー派遣等を通して、地域・マンション等の防災のキーパーソンを育成するとともに、地域と事業者が連携した防災活動の実施を促進します。[方針2](#)



虎ノ門地区における都市再生安全確保計画の意義

出典：「虎ノ門地区都市再生安全確保計画」（東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会，平成31（2019）年2月）

関連計画等	
港区住宅基本計画 ア	港区低炭素まちづくり計画 イ
※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。	



【背景】

災害が発生したときに、区内の被災状況、区有施設の被害状況、安否確認状況、避難誘導状況等を速やかに収集し、適切に情報提供することは、区民等が適切な災害対応をする上で重要です。

ア 区民や事業者等が適切な災害対応を行えるよう、国や東京都のデジタル化の取組と連携しながら、区 HP、SNS、防災行政無線、防災ラジオ、防災情報メール、デジタルサイネージ、防災 web ポータル等を使って、確実に情報（避難情報、交通情報等）提供を行います。[方針2](#) [方針3](#)【新規】

イ SNS 上に投稿されている災害情報について、信ぴょう性等を AI が分析して発生場所の地図や画像を示す情報収集システムを活用し、災害対策における迅速で的確な判断・対応につなげます。[方針2](#)【新規】

ウ 災害時のリアルタイム状況の把握や情報発信、救急医療活動等にも期待される（高速大容量通信の）5G（第5世代移動通信システム）の普及拡大を見据え、災害時に帰宅困難者等多くの人の集積が見込まれる公園を中心に新たな基地局設置場所を確保するとともに、公衆無線 LAN の拡充に取り組めます。[方針2](#)【新規】

エ 地域防災協議会やエリアマネジメント団体が連携して実施する地域の災害情報（浸水状況、被災状況、停電・断水状況、安否確認、避難誘導等）の発信を促進します。

[方針2](#) [方針3](#)【新規】

オ 平常時のみならず災害時にも、区民等に対し、より分かりやすく防災情報を提供するため、「港区都市計画情報提供サービス」を活用し、6種類のハザード情報（液状化、揺れやすさ、津波、浸水、高潮浸水、土砂災害）を一括して検索できるようにします。また、国土交通省が主導する「PLATEAU」を活用し、各種ハザード情報を3D都市モデルとして閲覧できるようにします。[方針1](#) [方針2](#)【新規】



3D 都市モデルの活用による災害リスクの可視化

出典：国土交通省 HP「PLATEAU」

関連計画等

港区情報化推進計画 ア・ウ

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

